The Article 9 Society Hiroshima
第九条の会ヒロシマ
会報109号
2021年4月

世話人代表　藤井純子　　URL：http://9-hiroshima.org/
連 絡 先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL：070-5052-6580　　FAX：082-255-6580
E-mail：fujii@jca.apc.org（藤井）
郵便振替　01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ　年会費2,000円
ゆうちょ銀行　記号 15100 番号 23292341 ダイキュウジョウノカイヒロシマ

市民と野党の力で政治を変えよう

広島参議院再選挙も野党共闘実現！

写真提供　沢田正さん

3 月 28 日 2 区・3 区・5 区市民連合合同で行った 3.28 ヒロシマ集会（2 ページ参照）

政策協定に調印した宮口はるこさんと山田弁護士

ヒロシマ総がかり「3 の日」行動（本通り）

決意を述べる宮口はるこさん　　写真提供　川后和幸さん

郷原弁護士が自民党・広島の金権政治を斬る！

急な呼びかけにもかかわらず、本通り交差点は人々であふれかえった

会報109号　もくじ

1　市民と野党の力で政治を変えよう　行動の写真集
2　ヒロシマが変わる　野党共闘実現…… 藤井純子
3　総会報告 …… 西浦紘子・藤井純子
4　南西諸島防衛、強化される軍事基地 …… 新田秀樹
6　共生考番外編X　「ヘイトスピーチ規制条例」を考えるⅠ… 笹川俊春
8　本郷産廃処分場建設差し止め判決と上安産廃の現状 …… 渡田正弘
10 日本軍性奴隷制問題とは 今を生きる現代の私たちの問題… 岡原美知子
12 岩国採択地区協議会 育鵬社歴史教科書の不正「選定」発覚!… 山川滋
16 日独平和フォーラム33年 …… 村田民雄
14 第23回許すな!憲法改悪全国交流集会報告 &
　日本学術会議の会員任命拒否問題を再認識しよう …… 大村忠嗣
18『華僑二世除翠珍的在日』を読んで…… 西浦紘子
19 活動報告　　20 お知らせ・後記

ひろしまが変わる　　参議院再選挙で 野党共闘 実現！

藤井純子（第九条の会ヒロシマ世話人代表）

広島参議院再選挙も野党共闘実現！

広島全県区の参院再選挙（4 月 8 日告示、25 日投票）も北海道・長野を追いかけ、やっと野党共闘が実現した。「憲法を活かし、いのち、人間の尊厳を守る政治に変えよう」と、3 月 28 日、広島 3 つの市民連合の合同集会で、立候補予定者と政策協定を結び、その場で立憲野党 4 党が共に頑張ろうと表明した。 広島では、野党共闘の必要性はわかりつつ、なかなか活発にならなかった。今回、実現したのは 2・3・5 区市民連合が協働したことが大きい。2 区市民連合は（筆者も設立にかかわったが）市民や政党・団体に属する人などバランスのよい構成で多彩で活発だ。 3 区主要メンバーは、大規模な河井買収問題に意欲的に取り組んでいる。自民党への批判を避けるためか河井杏里・克之夫妻は釈放後すぐに議員を辞めた。安倍前首相や菅現首相たちが選挙期間中も広島入りし、1 億 5 千万もの選挙資金のことはうやむやで、自民党に対する怒りが消えるわけはない。 正念場である今秋の衆議院選に繋がるこの参議院再選挙は、非常に重要だ。立候補予定者の宮口さんは、女性や障がい者の問題にも取り組み、とりわけ女性にとっても嬉しく、ぜひとも国会に送り出したい。自民王国の広島だが、今回ばかりは許せんという人は多いはずだ。ウソとお金にまみれた政治を終わらせ、下記の諸政策を実現させるために広島全県で力を合わせ、喜びの 4 月 25 日を迎えたい。

■宮口治子さん・市民連合の政策協定（筆者要約）

①金権腐敗選挙を払拭し、公正・公平で透明性のある政治と地方自治の 確立 を求める。
②新型コロナウイルス対策、医療・公衆衛生体制の見直しと拡充、補償の予算措置を求める。
③核兵器廃絶をめざし、核兵器禁止条約参加を日本政府に求める。
④最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざす様々な政策を推進するよう求める。
⑤平和憲法擁護 、安保法制・共謀罪など立憲主義に反する諸法律を廃止することを求める。人間の尊厳が守られ、基本的人権とりわけジェンダー平等が社会に定着することを求める。
⑥市民のいのちと暮らしを最優先 させ、社会保障制度を充実させるよう求める。農林水産業を保護育成、地域経済の発展をはかるよう求める。

「個」が基本

今年も 5 月 3 日、日本国憲法記念日がやってくる。この憲法のもっとも大切にしていることは、ひとりひとりの人権の尊重だ。だからこそ平和主義が不可欠であり、主権者として自由に考え、行動することが基本なのだ。コロナ事態で、「個」がないがしろにされている。一人で生きていこうと頑張っていた女性が殴り殺された事件は悲しい。生活保護を拒否するのは、家族に連絡が行き知られることが嫌だから。その声を反映してこの制度は少し変わり、親族に連絡をしない施策も取り入れているが、受給を諦めさせようとする行政の窓口に徹底するよう注視したい。

ジェンダー問題が重要な人権問題に

そんな中で、森元首相セクハラ発言への抗議の声は JOC 会長をやめさせるほどになった。選択的夫婦別姓に強く反対してきた自民党内にも賛成の意見が出て、考えようとする場が作られた。報道によると「家族が崩壊する、子どもがかわいそう」などの強硬な反対意見に対し、おずおずと賛成意見が出ている。「選択制なのだからいいのではないか」「結婚し名字が変わった時の喪失感は大きい」「若い世代の声に耳を傾ける自民党であってほしい」…　驚いた意見は「家族の幸せがどうあるべきかは、政治が口を出す問題ではない」。一周遅れの自民党もようやくこんな議論ができるようになったらしい。そうはいっても国会での女性議員は衆議院 9.9%、参議院でも 20%で、「女性のいない民主主義」であり、変えていかねばならない。だから今回の広島参院再選挙は、力が入る。

日米軍事一体化は進んでいる

多くの人が平和に生きたいと思っているのに、米日軍事強化、一体化は猛スピードで進んでいる。菅首相の訪米は、米バイデン大統領との対面一番乗りで、日本を重要視している証しと喜び勇んでいるようだが、その挙句、中国を念頭に「自由で開かれたインド太平洋」に向けて連携するなど、米国の世界戦略に取り込まれてしまうだけだ。米国は既に日米 2＋2 や、韓米 2＋2 でその準備は進めていて、日米韓ほか多国間の軍事演習をより高度に強化する。在日米軍駐留経費は増大するし、専守防衛をかなぐり捨てた日本の自衛隊強化は、いっそうアジアの火種になってしまう。

先日、海自呉基地に大型の新掃海艦「えたじま」が入港した。3 月に入って音響測定艦「あき」が配備されたばかりだ。佐世保には最新式で巨大な 17 式艦対艦ミサイル搭載「はぐろ」が配備される。中国海軍の大型イージス艦「南昌」が日本近海に現れ、朝鮮民主主義人民共和国が弾道ミサイルを発射すれば大騒ぎをするが、日米共同訓練や新装備が脅威になる。安倍前首相が言い残した「敵基地攻撃能力の保持」は制服組でさえ危うい。菅政権は「そんなことはやりません」と言いながら、米国の武器を言い値そのまま爆買いを続ける。半田滋さんも「能力が高まれば自衛隊がガラッと変わり実態として戦争ができる国になる。もうなりつつある」と言っている。そんなことをしていたら防衛費はいくらあっても足りない。コロナ事態で今を生きるのもままならない人が増えているのに。

2014 年 1 月、海自の輸送艦「おおすみ」と釣り船が衝突し、釣り船の 2 人が死亡した事故で遺族たちが国を訴えた裁判で、広島地裁は 3 月 23 日、「衝突直前に釣り船がおおすみ側に右転したのが事故の原因」と判断した。司法は、個を守らず、国を守っただけではないのか。

勇気と、地道な努力が社会を変えていく

3 月 25 日、三原・竹原の人たちの地道な努力が実を結び、画期的な本郷産廃処分場「建設差し止め」仮処分容認を勝ち取った。原告はなんと 517 人、運動の中心の岡田くんや山内さんの頑張りはもちろん , 地元の人々、弁護団（団長は山田弁護士）、裁判を決定した意見書＝花崗岩の岩盤の透水性を書いてくださった越智先生をはじめ、取り組んでこられた方々に感謝するばかりだ。久々の快挙だが、汚染の恐れを認めたのは井戸水だけで、水道や農業用水は認めていない。報告集会では、これからが大変だが、県の「建設認可取り消し」行政訴訟も勝ちとり、建設を止める!と力強い。

政府は多くの人が反対する「デジタル法案」を、4 月 2 日、衆院内閣委員会で可決し 4 月中の成立を目論んでいる。耳障りよくコロナに関連付けて、本人の同意なしで国に情報を集め、市民への監視・管理を強めようというものだ。しかし、安保法をはじめ憲法違反の法律の廃案を求める声は広がるばかりだ。もはや市民の声を封じることができない。私たちは敢然と選挙で意思表示を。

第九条の会ヒロシマ総会 2021 報告

1　2020 年度主な活動報告

⑴ 総会＆記念講演 3 月 21 日中止（会報で報告）

⑵ 8.6 新聞意見広告

朝日新聞　全国（全 15 段、東京のみ全 5 段）

中国新聞朝刊全 15 段

＊8 月 6 日朝の原爆ドーム前でのカラー版配布は中止

⑶ 改憲阻止、平和・環境・人権問題に取組む他団体との連携

・ヒロシマ総がかり行動、ヒロシマ女たちの行動

憲法集会、憲法のつどい　など

・広島の市民運動との連携（上関ネット、日本軍「慰安婦」ネット 教科書ネット ピースリンク ８６つどいほか）

・全国的な連携 許すな！憲法改悪・市民連絡会オンライン

全国交流集会参加（2.27）市民意見広告運動など

⑷ 会報、20 年度 4 回発行

⑸ 世話人会 12 回　ほか　事務局会　発送作業

意見広告紙面づくり・校正作業など

⑹　会計報告 (別紙)

2 2021 年度の活動

⑴ 活動方針

① 日本国憲法の基本的人権の尊重・民主主義・平和主義の大切さを広く知ってもらうよう活動する。

② 憲法の改悪を止め、憲法を活かし、命・人間の尊厳を守るために、広島県内や全国的な連携に努める。

③ 人権を確立するための様々な課題を共有し、政治的、思想的立場にこだわらず、幅広い協力・結集を目指す

④ 上記実現のため、憲法を守り活かす政権をめざして野党共闘を進める。

⑵ 活動計画

①8 月 6 日、ストップ憲法改悪を訴える新聞意見広告を掲載する（朝日新聞全国全 15 段　中国全 15 段予定）

②改憲手続法の改定等改憲を 阻むため、許すな！憲法改悪・市民連絡会など全国・広島県内の連携に努める。

③ 平和・環境・人権問題など各課題の取り組みに連携し、集会や行動に参加・協力する。

④ 会報の発行　　年 4 回程度

⑤ 世話人会ほか、随時、事務局会や作業を行う

⑶ 会の運営

①　世話人会　原則月 1 回

＊ 7 月は、紙面づくりの協議のため月 3 ～ 4 回

他、事務局会、名簿整理、発送作業随時

②　2021 年世話人

・世話人代表：藤井純子◎　（事務局は◎）

・世話人：石口俊一、上羽場隆弘（尾三地区）、上山耕平、木原省治、栗原君子、佐々木孝◎、島村眞知子◎、実国義範（広島県北）、利元克己、土井桂子、西浦紘子（会計）◎、横原由紀夫

＊8.6 新聞意見広告紙面 石岡真由海 入力作業 平川知博

・会計監査：河野布美子　浜根和子

③　財政　年会費 1 口 2,000 円　新聞意見広告賛同金

南西諸島防衛、強化される軍事基地

新田秀樹（ピースリンク広島・呉・岩国）

コロナ事態でも強行する軍事拡大

3 月 23 日付、沖縄タイムスが、「陸上自衛隊が今年 9 月から 11 月にかけて、島しょ部での有事を想定した大規模な演習を検討している」と報じている。全国規模の 14 万人が参加する見通しで 2021 年度演習予算 22 億円を予算計上しているという。これまで過去 3 回行い、直近で 1993 年だそうだ。陸上自衛隊 HP によると現在人員は 138,060 人で延べ人数にせよ、ほぼ全員が参加するのだろうか。

現在、コロナ事態の中で市民生活が大きく様変わりしたが、南西諸島防衛のための基地建設は例外視されている。軟弱地盤のため変更申請中の辺野古新基地建設をはじめ、宮古島、石垣島では陸上自衛隊ミサイル部隊関連基地建設は住民が反対する中でも着々と進められ、空母艦載機部隊の訓練施設といわれる鹿児島県西之表市馬毛島では基地建設反対の市長再選にもかかわらず、環境アセスメント調査が強行されている。さらに、すでに配備された奄美大島や与那国島の部隊も増強が検討されている。工事中止を求める運動がコロナ事態で自粛せざるを得ない中での強行は許されない。

南西諸島に自衛隊配備が進む

石垣島、与那国島を訪れたのは 2014 年。観光も兼ねての訪問であったが、ちょうど「陸上自衛隊沿岸監視部隊受け入れの是非を問う」住民投票直前だった。農業と漁業が中心で那覇からでも 500 キロ離れており観光客も少ない。与那国町は当時 1500 人ほどの島で直前の町長選では僅差で推進派が勝利していた。利権がらみの建設業者が推進の中心と思われるが、高出力レーダーによる電磁波の人体への影響や環境悪化、島の要塞化への懸念など住民の根強い反対がある。現在は 200 人以上の自衛隊員と家族が移り住み、自衛隊受け入れ推進・反対の差は歴然。当初住民が恐れていた基地機能の拡大は自治体レベルでは止められない状態になった。石垣島には、陸自レーダー予定地からすぐ下には学校があり、保守派市長の誕生で、にわかに軍事基地のなかった島に初の自衛隊基地建設へと動いている。かつてこの島は沖縄戦で多くの戦争マラリアの犠牲者を出した島だ。

2001 年、市は「非核平和都市宣言」し当時の大濱市長名で「憲法九条」を刻んだ碑を建てた。2004 年には市民の会によって「憲法九条の碑」が建てられた。島の最高峰である於茂登（おもと）岳の麓に大自然をくりぬくように作られる基地はまるで平和を願う島に釘をさすようだ。

石垣市中心部の公園に建てられた憲法九条の碑

宮古島は復帰後米軍基地が返還された後に航空自衛隊のレーダー基地が置かれた。この基地はミサイル防衛に対応する高性能レーダーにリニューアルされ、新たに陸上自衛隊ミサイル部隊が配備され、現在、弾薬庫建設が強行されている。住民に情報がきちんと開示されない中での強行で、今年 1 月の市長選では現職市長が落選している。奄美大島でも大規模な森林伐採の末、基地建設が行われた。

馬毛島は現在では無人島になっているが、時代に翻弄された島だ。石油備蓄基地誘致から始まり、軍事基地計画になってしまった。開発計画から島の大半が民間業者の所有になり、評価額の 3 倍ともいわれる 160 億円で国に売却された。再選された八板西之表市長の著書「馬毛島漂流」(2015 年) にはかつて学校まであった島への思いが込められている。艦載機の拠点がある岩国基地からの距離は約 1400 キロ。この島は米空母艦載機の訓練施設とされていたが、それにとどまらず自衛隊の一大拠点になる計画が出来上がっている。

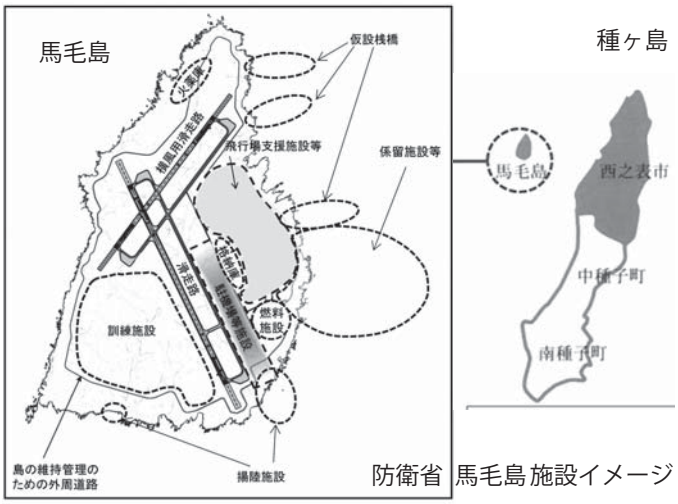

防衛省 馬毛島 施設イメージ

相変わらず「我が国の安全保障環境は厳しさを増している」と繰り返す政府、南西諸島防衛のために基地建設を進めるが、逆に沖縄が再び切り捨てられることを意味するのではないか。軍事基地はミサイルの標的になる上、再び戦場になることが想定され住民の安全は担保されない。「沖縄の負担軽減」を枕詞に辺野古新基地建設が行われているが、今年 1 月の政府答弁では、少なくとも陸自部隊の配備が検討されていたことは間違いない。今後も検討される可能性は高い。それどころか、辺野古新基地建設に使われようとしている土砂は沖縄戦で無念の死を遂げた戦没者の遺骨交じりの土を使おうとしている。過去の教訓を振り返り、決して戦争のために利用させてはならない。

冒頭の沖縄タイムスの記事だけではなく、自衛隊演習はより強化されている。日米合同演習も常態化している。とりわけ長崎県佐世保市に新設された陸上自衛隊水陸機動団と米海兵隊の訓練も回数を増している。

ここで輸送、上陸を支えるのが海上自衛隊呉基地の「おおすみ」型揚陸艦（輸送艦）だ。1998 年の配備時、ピースリンクは抗議活動を行い「揚陸艦の配備は許さない」と訴えたがまさに現実となった。

（海上自衛隊 HP より）

呉配備の揚陸艦（輸送艦）「おおすみ」から上陸用舟艇 LCAC に米海兵隊員を乗せ上陸演習を行う

安保法以後エスカレートする日米軍事一体化

2015 年の戦争法（安全保障関連法）強行採決から 6 年、市民生活に大きな変化はないが、自衛隊は任務も大きく変わってきたと思われ、より日米軍事一体化が進んでいる。2017 年 1 件（5 月上旬、四国沖で横須賀のヘリ空母「いずも」と呉基地の護衛艦「さざなみ」が米補給艦を防護）だった米軍防護（武器等防護）は 2020 年 25 件まで増えているが、その中身は一部を除いて原則非公表だ。

昨年 10 月末から行われた日米合同演習は 37,000 人の自衛隊員が呉基地のヘリ空母「かが」を含む 20 隻の艦艇と 170 機の航空機、横須賀配備の米空母ロナルドレーガンを中心とした艦船と航空機が参加して、日本沿岸（南西諸島海域中心）で行う大規模なものだった。呉基地には新設された 420 メートルの巨大な浮桟橋もできているが一隻もいないことがあった。

自衛隊の装備もどんどんエスカレートしている。オスプレイや新型ステルス戦闘機、イージスアショアなどをはじめ、配備されたものは改装されてもいる。横須賀配備のヘリ空母「いずも」は戦闘機離発着可能な空母化へ、同型艦「かが」は 21 年度から入れ替わりに空母化のための改造が行われる。昨年配備されたばかりの新型イージス艦「まや」はミサイルの変更で長期間ドックへ、同型艦「はぐろ」も今年 3 月配備された。この 2 艦は米海軍イージス艦と即座に情報共有しミサイル防衛能力を持つ日米一体化の象徴でもある。すでに購入が決まったが、計画が断念された地上イージスアショアは海上配備への調査費が計上されている。

「平和都市」といわれる広島は他人ごとではない、これらを支える軍事拠点にもなっている。海上自衛隊呉基地には前述の「かが」をはじめ、42 隻ほどの艦船が配備され、数では海上自衛隊最大の基地だ。その中でも潜水艦部隊の拠点でもあり、練習艦を含め 21 隻中 13 隻が配備され、今年 2 月に四国沖で貨物船に衝突したのも呉所属の「そうりゅう」だ。海外派兵や物資輸送、そして揚陸演習を行う輸送部隊の拠点でもある。米軍と共同運用されていると思われる潜水艦探査のための音響測定艦は今年 3 隻体制になった。

そして岩国は 2010 年完成の拡張工事が終わり、米太平洋軍の中心の原子力空母ロナルドレーガンの艦載機部隊が移駐し、最新鋭ステルス戦闘機の前線基地となっている。いずれも米国外では唯一の配備であり、米軍のアジア太平洋からインド洋までの戦略拠点となっている。ロナルドレーガンは現在、横須賀のドックに入り定期修理中で、通常ゴールデンウイーク明けの出航に向けて艦載機は訓練を繰り返す。日本周辺の空域はもとより、中国四国地方の上空で低空飛行訓練を行い住民生活に多大な影響を与えている。新型ステルス戦闘機は機数を増やし、中国山地はもとより、沖縄の普天間、嘉手納を拠点に訓練を頻繁に行っている。

「中国脅威論」が台頭する中、このような軍備拡大が行われていいのか。今や経済力も変わり、国のシステムも違う米中とともに軍拡に走れば、GNP1%どころではない軍事予算が必要になる。国の負債が 1,000 兆円を超えたという報道があったが、市民生活に確実に負担を押し付けているのは確実だ。それでなくともコロナ事態で多額の予算が必要な時に軍事優先はありえない話だろう。昨年初めごろから自衛隊員募集ポスターに「国家を守る」とある。まさに自衛隊が守ろうとしているのは「市民」ではなく、「国」なのだと感じる。あらためて今こそ、「憲法第九条」を生かす社会にしていかなければならないと思う。

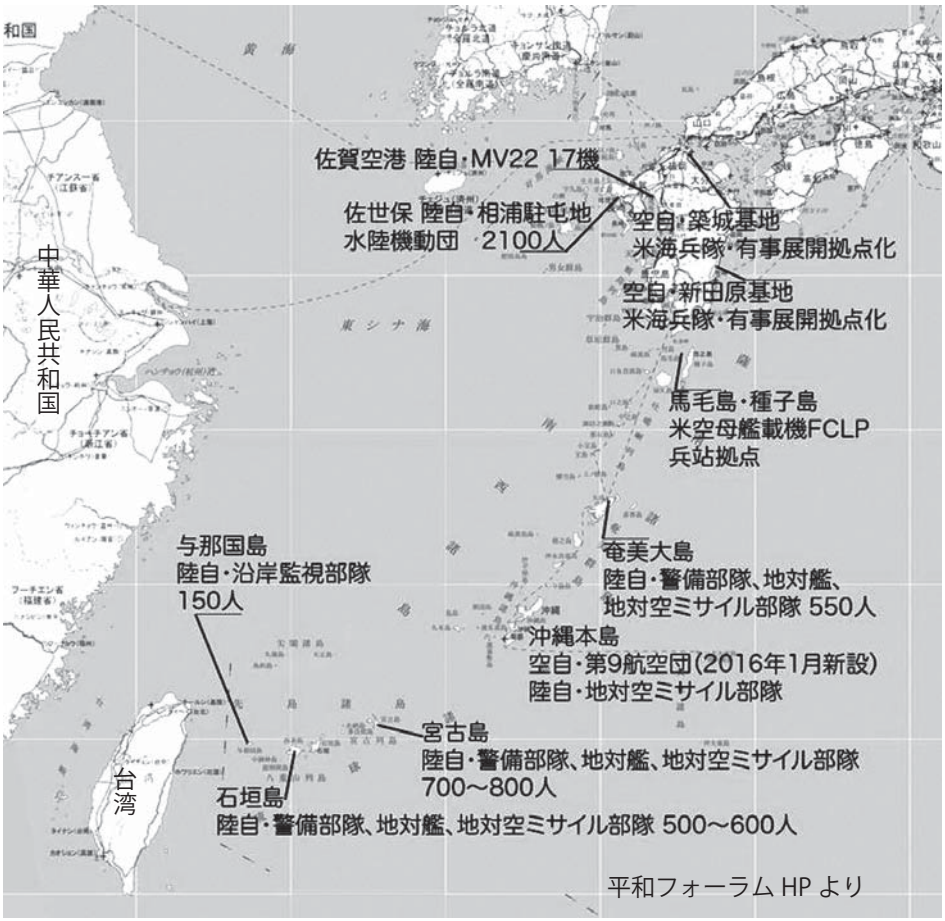

平和フォーラム HP より

共生考番外編Ｘ　「ヘイトスピーチ規制条例」を考えるⅠ

笹川俊春（共生フォーラムひろしま理事）

はじめに

共生フォーラムひろしまは 2018 年 3 月に NPO 法人としての認証を受け、活動を開始した当初から、いわゆる「ヘイトスピーチ規制条例」（ 以下、条例 ）の制定を広島市に働きかけてきた。具体的には、在日外国人施策を担当する市民局人権啓発部人権啓発課多文化共生担当とのパイプを作り、半年に一回のペースで懇談を重ねてきた。とは言っても、交渉というレベルではなく、ただ要望を伝え、その時点での市の取り組みや担当としての現状認識を確認する程度であり、条例制定を話題にしても話が前進することはなかった。とりわけ、2019 年度になると、人権啓発部の部長が交代したことで担当課の姿勢は後ろ向きになり、「今のところ条例の制定は考えていない」と明言するようになった。広島市行政に働きかけて条例制定への道筋をつけるという私たちの思惑は完全に行き詰まった。

では、他にどんな方法があるのか。考えられるのは、市会議員による議員提案か、広範な市民の声を結集し市行政に圧力をかけるかのいずれかだろう。ただ、当時の私たちには草の根の市民運動によるボトムアップという発想もないまま、残された選択肢としての議員提案を視野に 2019 年 12 月には独自の「規制条例」案を作成した。しかし、考えてみれば、条例制定に広島市行政が後ろ向きなのは、担当部署をはじめとする行政全体が「広島市では立法事実が希薄で、ヘイトスピーチは問題化していない」とみなしているからであり、それは裏返せば、広島市民にとってもヘイトスピーチが身近な問題になっていないという現実を表していた。とすれば、まずは多くの市民がヘイトスピーチの現実を認識し、ヘイトスピーチを許さないという意識を持ち、条例の必要性を共有するところから始めるべきであり、その上で、市民の運動によって条例制定を実現するのが筋道ではないかと考えるようになった。こうして 2020 年初頭には条例制定をめざす市民運動の組織化に向け具体的に動き出すことになった。その後、新型コロナ感染拡大により活動は停滞を余儀なくされたが、今また、少しずつ動き始めている。そうした動きを踏まえ、なぜ条例が必要なのかを含めて、条例制定の意義について書いてみたい。

表現の自由

2016 年 5 月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆる「ヘイトスピーチ規制法」（ 以下、法 ）が成立し、同年 6 月に公布された。この法の成立前から既に条例を制定していた大阪市を含め、法の成立後、現在までに観音寺市（ 香川県 ）、世田谷区、横浜市、東京都、国立市、神戸市、川崎市などの地方自治体がヘイトスピーチの規制を明文化した条例を制定した。

一方、こうした法や条例による規制に対し、権力による規制濫用の危険性や表現の自由の侵害という指摘があるのも事実だ。法学の専門家でもなく、ヘイトスピーチを研究しているわけでもない私にはその是非を法的な側面から論じる力量はない。また、何がヘイトスピーチなのか、それを誰が判断するのかという問題があることも理解している。ただ、長年、教育現場や地域社会でマイノリティへの差別撤廃に取り組んできた経験から言えば、ヘイトスピーチを表現の自由のレベルで論じる言説には決して与することはできない。ヘイトスピーチは悪質な差別行為である。差別とはマジョリティとマイノリティという権力格差構造の中で、マイノリティの存在を否定し排除する行為であるが、ヘイトスピーチはそれを遥かに超える悪質な行為であり、もはや犯罪のレベルである。実際に街頭やネット上でのヘイトスピーチは「存在の否定と排除」どころか「存在の抹殺」を叫んでいる。それでも、表現の自由の問題と言い張るのなら、ヘイトスピーチ被害者の切実な声に真摯に向き合い、真正面から応答すべきである。2019 年 7 月「第 2 回共生フォーラム」で過酷なヘイトスピーチ被害を訴えた崔江以子（ チェ　カンイジャ ）さん（ 川崎ふれあい館職員 ）の言葉を引用する。彼女は川崎市で繰り返された街頭でのヘイトスピーチの被害者であり、ネット上でも集中的にヘイトスピーチの標的とされた。以下の引用は、そのことで身の危険を感じ、警察に相談した時の経験を語っている。

私にはインターネット上で私を攻撃してくる人の顔はわからないのですが、相手は私の顔がわかります。警察に言われたのは「表札を外し、外線電話を切り、インターホンの電源を落とし、カーテンをあまり開けないで、最寄りのバス停を利用せず、通勤経路を変え、利用する店も変えてください」ということでした。こうして日常の生活を変えながら回避することを勧められました。とりわけ厳しかったのは、「子どもと外を歩かないようにしてください」ということでした。ただ、それでも私の安全を守ることはできません、相手がわからないのですから。このように苦しい生活を長く続けていました。(『共生フォーラム第９号』共生フォーラムひろしま、P9)

これはヘイトスピーチ被害のほんの一部である。しかし、この部分を読んだだけでも、ヘイトスピーチが被害者の生活への具体的で深刻かつ重大なダメージになっていることが理解できるだろう。

別の被害者の声を引用しよう。2013 年 2 月 24 日に大阪・鶴

橋で実行されたヘイトデモについて、それを取材した李信恵（リシネ）さんが『# 鶴橋安寧』という著書の中で振り返った部分である。この日のヘイトデモでは、女子中学生が「鶴橋大虐殺を実行しますよ！」と拡声器で叫んだことで大きな話題となった。合わせて、ネット上でのヘイトスピーチについて述べた箇所も引用する。

在特会らのデモと街宣は、当事者としてはしんどかったけれど、その場にいることには意味はあったと、今あらためて思う。この日の鶴橋ではたくさんの人に話しかけられた。74 歳という在日の男性は、今まで生きて来てこんなにひどいものをここでみたのは初めてだ、と言って立ち去った後、何度も戻ってきた。その悔しさを伝えるのが私の仕事なのかもしれないと感じ始めていた。この時の動画を、私はその後何度も見た。そのたびに、泣いてしまう。こんな年の離れた子どもの言葉でも、いや、子どもの言葉だからこそなのかもしれないが、いい年をしてちゃんと傷つく。それがヘイトスピーチの怖さだ。(『# 鶴橋安寧』影書房 2015 年、P30)

ネットにあふれかえるヘイトスピーチは、在日にとっては "猛毒" だとも思う。私は、まず心を殺された。これは当事者にしかわからない感覚かもしれない。すぐに "復活" するけれど、そのダメージは後遺症となって長く残る。日々、切り刻まれていれば、完全に治癒することも望めない。薄いかさぶたのように、ちょっとした刺激でまた血が噴き出す。(同書、P12)

物理的な暴力を受け、怪我をして流血しているわけではない。しかし、明らかに身体は深刻なダメージを受けている。人は物理的な暴力だけではなく精神的な暴力によっても死に至ることは、年間の自死者が長い間 3 万人を超えていたこの国にいれば容易に想像できるはずだ。それでもなお、ヘイトスピーチを表現の自由と強弁するのなら、身体に加えられる暴力としての傷害や殺人もある種の表現であり、表現の自由として許容されると認めなければならない。ヘイトスピーチとは傷害や殺人と同じように身体に加えられる暴力であり、「殺人の自由」が断じて認められないように「差別する自由」もまた認められないという認識をまずは共有することが出発点だ。

（法務省ホスター）.

人権啓発スポット映像「ヘイトスピーチ、許さない」
※YouTube法務省チャンネルにリンクします。

司法の判断

ヘイトスピーチが身体に加えられる暴力であれば、その行為には傷害や殺人と同様に相応の責任が伴うことは当然である。それが司法によって初めて認められたのが、2013 年 10 月の「京都朝鮮学校ヘイトスピーチ事件」京都地裁判決である。2009 年 12 月京都朝鮮第一初級学校（当時）への「在日特権を許さない市民の会」(以下、在特会) によるヘイトスピーチに対し、京都地裁はその違法性と人種差別性を認定し、高額の損害賠償と学校周辺での街宣等の禁止を命じた。さらに控訴審の大阪高裁は、在特会の控訴を棄却しただけではなく、人種差別であることを明確に認め、子どもたちのいる場所で行われたことやネット上に動画をアップしたこと等、この事件の悪質性・特殊性を適切に評価した。また、学校は「教育業務として在日朝鮮人の民族教育を行う利益を有する」と認定するなど、京都地裁判決をさらに前進させる内容となった。この判決は最終的に 2014 年 12 月 9 日最高裁で確定した。極めて常識的で市民感覚に沿う司法の判断だったと思う。

一方、ヘイトデモの取材を続け、ネットで配信したことによってヘイト集団の標的とされた李信恵さんは 2014 年 8 月 18 日、民族差別的な発言で名誉を傷つけられたなどとして、在特会とその会長・桜井誠、および、ネット上の差別的な発言を掲載したまとめサイト「保守速報」の運営者に対し、損害賠償を求める 2 件の訴訟を大阪地裁に起こした。2016 年 9 月大阪地裁は、桜井誠の発言を「社会通念上、許される限度を超える侮辱行為にあたる」などと認定。差別の助長、増幅を狙ったものであり、人種差別撤廃条約の趣旨にも反すると指摘し、77 万円の賠償を命じた。さらに 2017 年 6 月の大阪高裁判決では、被告の発言は「李さんの容姿をおとしめる表現が使われ、女性差別との複合差別にあたる」とも指摘、一審判決の判断を支持し、地裁と同じく 77 万円の賠償を命じた。2017 年 11 月最高裁は在特会の上告を退け、判決が確定した。司法の場でもヘイトスピーチが表現の自由などではあり得ないことが認められたのである。特に、大阪高裁が「女性差別との複合差別にあたる」と認定したことは、二重三重の差別に苦しむマイノリティの女性や障害者などに光を当て、重層的な差別構造への認識を喚起する意義があった。さらに言えば、これらの裁判は、ヘイトスピーチには具体的な被害者が存在すること、その被害者は物理的な被害と同等、あるいはそれ以上のダメージを受けていることを明らかにし、そのような差別行為が処罰の対象となる道筋を切り開いたという意味で大きな意義を持っていた。(この稿続)

「建設差し止め」仮処分容認を勝ち取った「本郷産廃処分場」計画（三原市）と上安産廃処分場（広島市）の現状

渡田正弘（上安産廃処分場問題を考える広島の会）

はじめに

昨年 9 月に、三原市で「本郷産廃処分場」計画の反対運動をしている友人から、安佐動物園の近くに同じ業者が運営する「上安産廃処分場」があり、法令違反の操業をしていると聞かされた。私は恥ずかしながら「上安産廃処分場」の存在を全く知らなかった。三原市や竹原市の人達に教えを請いながら、あわてて仲間と「上安産廃処分場問題を考える広島の会」を作り「産業廃棄物処分場問題」に取り組み始めた。

本郷産廃処分場については去る 3 月 25 日、住民たちの地道な努力が実を結び画期的な「建設差し止め」仮処分容認の決定を勝ち取った。しかし、本丸である広島県を訴えた「建設認可取り消し」行政訴訟の勝利を目指しこれからも運動は続く。以下、現在までの状況を報告する。

1. 広島県には産業廃棄物の規制条例がない！

日本全国で排出される産業廃棄物 (産廃) の量は 3 億 7600 万トン (2018 年)。そのうち、5 万トンが最終処分場に捨てられている。1995 年には 34 万トンが最終処分場に捨てられていた。つまり、この 23 年間に最終処分量は約 85％減少している。だから産廃が捨てられる処分場の受け入れ余力である残存容量は増加している。その意味では新たに産廃処分場を建設する必要はない。世界的にも、排出抑制と再生利用が強く推進されており、産廃処分場は減らすべきだ。

広島県内の産廃処分場は 84 カ所

2018 年時点で、全国にある産業廃棄物の最終処分場数は、1650 カ所。北海道が 289 カ所、愛知県が 98 カ所、そして 3 番目に多いのが広島県で 84 カ所ある。しかし、なぜか広島県には産廃について規制する独自の条例がない。また、国から事実上、県外排出のゴミの受け入れを求めた指針が出されている。だから、「本郷産廃処分場」が新設されれば全国のゴミがこれまで以上に広島へ持ち込まれることになる。

問題だらけの「安定型処分場」

「本郷産廃処分場」は、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず、がれき類のみ処分できる「安定型最終処分場」に分類され、素掘りした用地に直接投棄するタイプ。「安定型処分場」は設備費用も安価で出来るので、汚染物質の搬入を防ぐことができず、汚染物質が投棄された場合に土壌や水源を汚染するなど問題が多い。全国でも有害物質の混入や汚染水流出事件が相次ぎ、訴訟も提起されている。日本弁護士連合会も新規建設許可を出さないよう求める意見書を環境省に提出している。

2、「本郷産廃処分場」建設に反対

2015 年 10 月、広島県三原市本郷町に「産廃処分場」(事業期間 30 年) の建設計画があることが発覚。驚いた三原市・竹原市の地元地域住民たちは、「水源を守ろう、いのちを守ろう、暮らしを守ろう」と声を上げ建設反対運動を開始した。

住民の声を無視する広島県

地元町内会や漁協並びに市民団体が、建設許認可権を持つ広島県のみならず三原市、竹原市の行政当局や市議会に、反対要望書や請願書を提出してきた。4 万 2500 筆を超える反対署名も広島県に提出した。しかしながら、住民の声を無視して広島県は 2020 年 4 月、設置許可を出した。

仮処分申請と行政訴訟を提訴

それに対し、2020 年 6 月、三原市と竹原市の住民 (517 人) が広島地裁に「本郷産廃処分場」の「建設差し止め仮処分申請」を行った。相手は、JAB 協同組合 (東京) で、墓苑経営と産廃事業をセットで行う会社。引き続き 7 月に、市民の反対の声を無視して建設許可を出した広島県を訴えた「建設許可取り消し行政訴訟」(原告 12 人) を広島地裁に提訴した。 「仮処分申請」の審尋 (裁判官との面談) は、2020 年 12 月 17 日に結審し、去る 3 月 25 日、「建設差し止め」仮処分容認の決定が出た。「行政訴訟」は、今年 3 月 2 日に第 3 回口頭弁論があり、次回口頭弁論は 6 月 1 日の予定。

＝主な経過＝

2012 年 10 月：宗教法人 (円蔵院太陽の会) が周辺土地買収
2014 年 12 月：産廃業者の JAB 協同組合 (東京) が用地買収
2015 年 10 月：「産廃計画が浮上」と中国新聞が報道し初めて公に
2015 年 12 月：広島県・三原市が関係地域代表、及び一部の市議へ説明
2016 年 3 月：業者が関係地域代表者に限定し意見交換会、質問に回答なし。
2018 年 4 月：JAB 協同組合が広島県に「本郷処分場」計画を申請
2018 年 6 月：JAB 協同組合が初めて形式的な地元住民説明会を開く。
2019 年 6 月：広島県に、総計 4 万 2555 人分の「本郷処分場建設反対署名」を提出
2020 年 1 月：広島県に、申請書縦覧を受け市民・学者が 548 通の意見書提出
2020 年 4 月：広島県が廃掃法に基づき「本郷処分場」設置許可出す
2020 年 5 月：予定地で測量・工事が始まる。
2020 年 6 月：広島地裁へ原告 517 人が「本郷処分場建設差し止め仮処分」を申請

2020 年 7 月：広島地裁へ原告 17 人が広島県に対し「建設許可取り消し行政訴訟」を提訴
2021 年 3 月：仮処分申請に対し「建設差し止め」容認決定が出る。

＝建設計画の主な問題点＝

・建設予定地は、三原市民と竹原市民の生活に欠かせない水源地である。
・地元住民に対する丁寧かつ納得できる説明会がされていない。
・周辺森林は土砂流出防備林 (保安林) に指定されており、森林伐採により土砂災害危険性が増大。
・現地はもろい花崗岩質で土砂災害増大と地下水汚染の危険性あり。
・業者のずさんな工事…看板未設置、田んぼへの泥水流入、泥水の無許可廃水、私有地への無断杭打ち、未届での市道切断工事など。
・JAB 協同組合が運営する「上安処分場」では指針違反・省令違反があり信頼できない。

3、違法操業する「上安産廃処分場」

広島市安佐南区上安 (安佐動物園のそば) に JAB 協同組合が 2013 年から運営する「上安産廃処分場」がある。同じ「安定型最終処分場」なので、三原・竹原市民たちが実態を調査すると、廃水が泡や悪臭を出し、広島市の指針違反や省令違反の運営実態が判明。それを受け、遅まきながら私たち広島市民は三原・竹原市民と連携し、2020 年 9 月より広島市行政の怠慢を追求し、出されていた増設申請の不許可を求める活動も開始した。

（1）調整池などの見聞調査

・県道そばにある廃水の調整池で泡立ち、変色、異臭があるのを確認。
・調整池からの廃水は処理せず直接河川 (荒谷川) に放流し、泡立ちが依然目立つ。廃水の水質分析すると、COD(科学的酸素要求量) が基準値を超えた。
・即日覆土 (搬入日に土で覆う) されていない産廃物が目立つ。
・周辺山林へのゴミの散乱がある。
・省令に定められた周辺森林との境界柵が設置されていない。

（2）地域住民からの聞き取り

・荒谷川周辺の住民によると、異臭・泡立ちなどは以前から目立つとのこと。また、調整池が簡易整備なので災害発生を心配し、広島市に改善要望するも一向に改善されていないそうだ。
・1993 年に地元町内会が、最初に処分場を設置・運営した業者 (松一企画) との間に法令順守・環境保全目的の協定を締結していた。しかし、松一企画は 1997 年に不動産侵奪事件を起こし社長と役員が逮捕された問題企業。その後、2013 年に処分場は JAB 協同組合に譲渡された経緯がある。

（3）広島市への申し入れなど

・2020 年 9 月 8 日、JAB 協同組合から上安処分場の増設申請が出ていることを知り、広島市環境局産業廃棄物指導課に出向き、申請書類の縦覧をする。その際、指導課課長以下 3 名と面談。彼らは「縦覧を受けて市民が提出する意見書への回答義務はない！」などと返答し、市民の声をほぼ無視する横柄な態度を示す。
・9 月 18 日、「本郷処分場」問題に取り組む三原・竹原市民と指導課に出向き、「違反・汚染状況の把握と訂正指導」を要請する。
・10 月 21 日、安佐南警察署に出向き、違反行為についての説明・確認依頼を行う。
・12 月 4 日、指導課に出向き進展状況を聞く。12 月 3 日に増設許可し、それを JAB には伝えたが地元町内会には伝えない、との回答。抗議するとしぶしぶ町内会にも伝えると返答した。また、11 月に新たに設置された水処理施設を指導課が確認し「水質検査したが基準値内で問題ない、ただし数値公表はしない」と回答。

（4）広島市議会で質問、JAB 事務所訪問

・2020 年 12 月 9 日、広島市議会本会議で、地元市議が「上安問題」を質問。頼りない環境局長が問題ないと官僚的答弁をした。
・12 月 14 日には経済観光環境委員会でも取り上げてもらった。
・12 月 17 日、指導課に三原・竹原市民たちと出向き、増設許可をしたことへ抗議・申し入れを行う。中国新聞などが報道。
・2021 年 3 月 4 日、JAB 協同組合の事務所に開示資料閲覧に出向く。にわか作りらしい 5 種類の資料 (水質調査結果、産廃埋立数量・内訳集計、搬入物の展開検査結果など) を閲覧したが、もう少し詳細を知りたいと言っても「開示しない」の一点張り。また、これら公開資料はホームページでゆくゆく載せるかも？とあいまいな返事。一方、広島県外からのゴミ搬入量が約 45％だとの答えを出させた。

4、今後やるべき活動

私たちがやれることは、「本郷処分場」をめぐる裁判である「仮処分申請」・「行政訴訟」の応援であり、JAB 協同組合の事業監視、広島県・広島市の行政監視である。同時にこれは広島県民全員が考えるべき問題だと訴え続け、活動仲間を増やしたい。

（1）運営状況の監視継続

まずは、本郷及び上安での JAB 協同組合の動きを厳しく監視し続けることが大切だ。特に地元住民の方たちを中心に監視体制を作り、臆せず改善を求め続けたい。ひとたび災害が発生すれば地元住民が最初の被害者となる。特に水質汚染は、一度起こせば回復は不可能で次世代にも禍根を残す。

（2）広島県・広島市の怠慢追及

本来行政は、納税者である住民が住む自然環境や生活環境を守るのが仕事である。しかし、広島県や広島市は、自然環境や住民生活を守る意識が無きに等しく許されない。また、住民から選ばれた県会議員や市会議員は、多忙な住民の代理人として、行政を厳しくチェックし、問題解決に必要な条例を制定するのも仕事である。行政と議員へのアプローチを継続的に行いたい。

（3）規制条例制定を目指す

最終的には、広島県及び広島市に産廃処分場を厳しく規制する条例を制定させ、自然環境と生活環境を守る法的規範を確立させたい。実現のハードルは高いが、ずさんな現状の歯止めとなる根本的解決には厳しい法的規制が必要。

日本軍性奴隷制問題とは　今を生きる現代の私たちの問題

岡原美知子（日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク・事務局長）

昨年、5 月の李容洙（イ・ヨンス）さんの記者会見を契機に始まった正義連バッシング、同時期に大きく報道が始まった全く別件の「ナヌムの家の運営をめぐる民主化闘争」、そして、今年の 1 月 8 日のソウル中央地方法院判決と日本軍性奴隷制問題は目まぐるしく動いている。日本政府と日本メディアの多くは相変わらず、「65 年日韓請求権協定と 2015 年日韓合意で解決済み」「韓国は国際法違反」との常套句を繰り返すばかりだ。それを毎回のように聞かされる日本社会にもその考えが深く浸透している。それは何故なのか、「被害者の人権」「植民地支配責任」が抜け落ちているのではないかと考える。

1　1.8 ソウル中央地方法院判決とはー「主権免除」の人権例外を認めたアジア初の判決

1 月 8 日、ソウル中央地方法院は日本軍性奴隷制被害者、李玉善（イ・オクソン）さんなど 12 人が日本政府を相手に起こした損害賠償請求訴訟で、日本国に原告一人 1 億ウォン (約 950 万円) ずつ賠償するよう命じた。

原告たちは、2013 年に日本政府との調停を申し立てた。裁判所は日本政府に繰り返し文書を送ったが、外務省は受け取らずに返送したため調停不成立となり、自動的に 2016 年 1 月に裁判所に付託された。裁判所は公示送達して訴訟手続きを進め判決に至った。5 年が経過し既に 7 人が亡くなっている。日本政府は、裁判に応じていないので、当事者としての一切の主張も反論も行っておらず、主権免除が唯一の争点となった。

主権国家が他国の裁判権に服する義務を免除される主権免除は、国際慣習法であり固定的なものではない。主権免除も 19 世紀末からは「絶対免除主義」から商行為例外・不法行為例外・人権例外を設けた「制限免除主義」へと移行、拡大されて、今日に至っている。日本政府も国連のこの条約を採択し、2009 年に国内法も整備されている。

ソウル中央地方法院は、被害者たちが日本の裁判所に訴えても棄却や却下、米の裁判所に訴えても同様となり、1965 年の請求権協定も 2015 年の日韓合意も解決にはならず、交渉力や政治的な権力をもたない個人としての原告たちが本件訴訟以外に具体的な損害賠償を受ける方法は見出しがたいと判断し、基本的権利を侵害された時に国内裁判所での裁判を受ける権利を認め、原告たちの最終的手段としての訴訟を受け入れた。

そして、日本政府の反人道的行為に主権免除を適用できないと判断した。理由の一つに「国家免除理論は、主権国家を尊重し、みだりに他国の裁判権に服従しないようにするものであり、絶対規範 (国際強行規範) に違反し他国の個人に大きな損害を与えた国家が国家免除理論の背後に隠れ、賠償と補償を回避できる機会を与えるために形成されたものではない」と挙げた。国家中心の古い国際法から人権中心の新しい国際法に舵を切った画期的なアジア初の判決だ。いかにして人間の尊厳を重視し、被害者を救済するかと考え抜かれた上での結論であった。この判決文は是非とも全文を読んでほしい。胸が熱くなる文言に溢れている。(山本晴太法律事務所のアーカイブに全文掲載)

この判決に対し、菅義偉首相は「国際法上、主権国家は他国の裁判権に服さない。これは決まりですから」と平然と答えた。政権トップの思考停止した言辞に恥ずかしさを感じたのは私だけであろうか。主権絶対免除主義はいまや過去のものだ。判決文を日本政府は先ず読み理解し加害国日本がすべきことは何か、人権尊重の視点で熟慮することを求めたい。

原告の一人、李玉善さんは、「日本が謝罪しなければならない。お金ではダメだ」ときっぱりと切り捨てた。

2　虚偽と歪曲による正義連バッシング

昨年 5 月 7 日、李容洙さんの記者会見は、問題解決の方向性と運動方法に対する問題提起が主な内容であったにもかかわらず、韓国保守系メディアによって、尹美香 (ユン・ミヒャン) 国会議員と「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」(以下、正義連）への、最先頭で闘ってきた被害者による非難として利用され、「会計不正疑惑」「寄付金の不正流用」（正義連の会計不正など全く言ってない。2 回目の 5 月 27 日の記者会見で、正義連の会計の事は知らないとはっきり否定した）などと都合良く切り取られ歪曲された。尹美香さんと正義連は連日にわたりバッシングの対象となった。保守系メディアの歪曲報道を受けた保守団体の告訴・告発、検察のスピーディーな捜索といった保守連合による一連の攻勢の中で一時は混乱と困惑の「事態」となった。被害者の世話をされていた「平和のウリチプ」所長が自死する悲しい出来事も引き起こされた。日本の主たる大手メディアも当事者への取材も記事の検証もなく一方的に報道し、更なる上塗りとして、「尹美香さんや正義連などは日本軍『慰安婦』問題は解決してもらっては金が入らないのでずっと反対している」と悪意に満ちた誤報と非難を続けた。文在寅政権への攻撃と日本軍性奴隷制問題解決運動の破壊を目的とする、日韓保守勢力による共謀として映し出された。

岡原美知子さん　イ・ヨンスハルモニ

正義連がマスコミ各社の記事の訂正報道と損害賠償を求め６月に申請した言論仲裁委員会の調停が７月に成立し、13 件の内 11 件の記事の削除、訂正報道、反論報道、タイトルの修正が相次いだ。多くは虚偽・歪曲であったことが明白になった。調停不成立の２件を正義連は提訴した。しかし、日本のメディアは無責任にもこれを報じていない。

9 月 14 日、検察は 4 カ月に及ぶ捜査の結果、正義連の「会計不正疑惑」は、法的に問題にならないこと、「寄付金の流用」「国庫補助金の重複支給」などの疑惑のほとんどが根拠のない主張と判明したと発表。しかし、尹美香さんほか正義連の実務者 1 人を強引に在宅起訴した。裁判の経緯を見守りたい。

正義連はバッシングを乗り越え、「省察とビジョン委員会」を発足させ、外部の人々と共に組織の改革を図っているし、毎週水曜日には日本大使館前で記者会見を開き、前に進んでいる。
その後、李容洙さんと正義連の李娜榮（イ・ナヨン）理事長が面会し、各地での水曜デモ実施など今後の運動を前向きに話し合ってきている。ベルリン市ミッテ区の「平和の像」の件では李娜榮理事長と共に記者会見し、在ドイツ大使館に撤去しないようにと申し入れる迅速行動を示した。1 月 8 日のソウル中央地方法院判決についても歓迎のコメントを発した。５月の会見で述べた「初めは金学順（キム・ハクスン）がやりました。最後は堂々とした被害者李容洙が飾ります」との決意を実践している。

3 「ナヌムの家」民主化闘争

ナヌムの家は、「慰安婦」被害女性たち（以後、女性たち）が、介護等の支援を受けながら共同生活をしている施設（以後、ナヌムの家）。運営は社会福祉法人大韓仏教曹渓宗ナヌムの家（以後、法人）。同法人は、日本軍「慰安婦」歴史館、被害者たちの遺品館も運営。1992 年 10 月、ソウルに設立し、95 年に現在の京畿道広州市に移転した。日本からも多くの人が訪問している場所だ。

ナヌムの家および歴史館に勤務する実務スタッフ 7 人が、2019 年からナヌムの家で発生した諸問題解決のため、ナヌムの家の幹部スタッフおよび法人理事会に対し運営や女性たちの生活改善を要求してきたが受け入れられず、2020 年 3 月、前事務局長を横領罪および背任罪容疑で告発。5 月には、前所長を背任罪容疑で告発（6 月に 2 人は解任された）。その後、プレス関係者に告発内容を発表。

この告発を受け、8 月 11 日に京畿道民官合同調査団は調査結果を発表。スタッフが告発した内容が明らかとなった。集めた寄付金の決算書等の公開はなく、2015 年～ 2019 年の 5 年間で “女性たちの生活、福祉、証言活動” のために集めた金額は約 88 億ウォン (約 7 億 9 千万円)。寄付金は女性たちのために使われず、法人が使用した金額は土地 (林野) 購入など財産形成のために使用した金額約 26 億ウォン (約 2 億 3 千万円)、総額 38 億ウォン (約 3 億 4 千万円)。ナヌムの家に対し支出した金額 (施設への全支出) はわずか 2 億ウォン (2.3%) という驚く内容であった。

調査団は、法人の法令違反行為と法人が女性たちのために寄せられた寄付金を生活支援や福祉には使用せず、直接関係のない事業に使用・備蓄したことを認定した。女性たちへの精神的虐待状況もみられ、さらに女性たちの快適な余生と「慰安婦」の歴史の記録と保存などについて、京畿道と広州市が責任を持って指導・監督しナヌムの家の正常化のために方策を立て施行するよう促した。

調査団の最終報告を受け、広州市は法人理事 3 人の解任を決定。12 月 18 日、京畿道が法人理事 5 人の解任命令。新たな理事 8 人は広州市の権限で任命された。しかし、新理事会は発足していない。様々な法的・行政手続きが必要であり、監督行政機関である京畿道及び広州市がどこまで真剣に取り組むかにかかっている。今後の法人、京畿道・広州市の動向を注視する必要がある。実務スタッフたちは運営陣による虚偽告訴、業務排除及び妨害、一部スタッフへの給料未払いや減俸、パワハラなどにも屈せずナヌムの家の民主化を求めている。そこで暮らす女性たちは昨年 5 月におひとり、今年 2 月 12 日におひとりが亡くなり、現在は 4 人のみが過ごされている。安心して穏やかに日々を送られるよう望むばかりである。

日本政府は、昨年ベルリン・ミッテ区での「平和の碑」建立妨害を行ったが、ベルリン市民や議会の反対にあい、1 年間の設置が決定。さらに永久設置に向けた議論が継続されている。これまでアメリカやフィリピン、オーストラリア、ドイツでも日本政府による妨害が行われた。こうした妨害は、日本軍「慰安婦」制度の歴史事実の否定であり、記憶闘争への挑戦である。日本軍性奴隷制問題は、戦時性暴力とあらゆる性暴力を根絶する運動であり、世界で建立が進む「平和の碑」はその象徴であることを日本政府は認識すべきだ。妨害すればするほど碑の建立が進むことは間違いない。

人権尊重の世界の潮流を受け、植民地支配責任をいかに果たしていくか、それは過去の問題ではなく、今を生きる私たちに問われている課題である。ひろしまネットワークは毎月第 1 水曜日に水曜街頭行動を行っている。歴史修正主義がはびこる社会へ歴史事実を訴え世論を変えていきたい。人間としての尊厳回復を願う被害女性たちの訴えに応える行動が求められている。多くの方々の参加を呼びかけます。

毎月第 1 水曜日に水曜街頭行動　2 月 3 日（水）

写真：岡原美知子さん

岩国採択地区協議会による
育鵬社歴史教科書の不正「選定」発覚！

山川 滋（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま）

岩国採択地区協議会（以下「協議会」）は岩国市教委、和木町教委、各市町の校長会代表および、保護者代表で構成されており、協議会で「選定」された教科書を各教委に持ち帰り審議して「採択」する仕組みになっている。この協議会は 2011 年の中学校教科書採択以来 2015、2019、2020 年に育鵬社歴史教科書を選定し、両教委はこの教科書を採択した。しかし、実態は協議会で委員らは教科書の内容や教科書使用制度の無知を晒し、全くの「事実誤認」に基づいた発言が行われ、他の委員はそれを訂正せず、誤認発言により選定がされた前代未聞の不祥事が行われていたのである。

1　採択過程の問題

「岩国の教育を考える会」（以下「考える会」）と当会が 2015、2019、2020 年度中学校教科書選定時の協議会会議録で発見した誤認発言について 2021 年 1 月 26 日に岩国市守山教育長を追及したところ、教育長は口頭で「誤認発言を認める」「県教委と相談して対応する」と回答した。しかし、3 月 5 日の再度の回答では「『誤認の内容』及び『正しい内容』を追記して、市民に正しい情報が伝わるようにする。」として、重大な不正採択事案を議事録の追記訂正だけで幕引きを図ろうとしたのである。

（1）誤認発言

2015 年度第 4 回採択地区協議会議事録での〈誤認発言①〉
（委員）育鵬社と東京書籍では、あまりに中身が違う印象を持つ。例えば、地域性として、吉田松陰や松下村塾は東京書籍では索引にも載っていない。山口県の我々としてその 2 つが載っていないのは、さみしい感じがする。逆に東京書籍は新選組の近藤勇が人物コラムに載っている。

岩国市教委の対応

この発言に関して、議事録の末尾に下記を追記します。
(追記)
〇令和 3 年 3 月 5 日
本議事録 (平成 27 年度第 4 回山口県教科用図書岩国採択地区協議会議事録)6 ページから 7 ページにまたがる（A）委員の発言の中に、「吉田松陰や松下村塾は東京書籍では索引にも載っていない」という部分がありますが、これについては、事実を誤認したものです。
・誤認の内容→「吉田松陰は東京書箱の索引に載っていない」
・正しい内容→「東京書箱の索引に吉田松陰は掲載されている」

〈2020 年の岩国採択地区協議会の構成〉

協議会事務局は岩国市教委に置かれ、協議会委員は、
(1) 教育長岩国市 1人・和木町 1人　教育委員岩国市 2 人・和木町 2 人
(2) 保護者代表　岩国市 2 人・和木町 1 人
(3) 校長会代表　岩国市 2 人・和木町 1 人
以上、岩国市から 7 人、和木町から 5 人の合計 12 人で構成され、協議会会長は岩国市教育長である。
※2015 年は各教育委員が 2 人ずつ加わり合計 16 人だった。

A 委員が地元の歴史上の重要人物である吉田松陰について各社に掲載しているかどうかを事前に教科書で確認せず、思い込みの誤認発言をしたことは市民の信託に違反する信用失墜行為である。

今後委員の誤認発言の監視をするためには、協議会を市民に公開し、議事録に発言者の名前を掲載し、岩国市教委、和木町教委の教育委員会会議、議事録も当然同様にするべきである。

その場にいた会長も他の協議会委員も事務局員も誰一人としてこの誤認発言の誤りを指摘せず、東京書籍の評価を下げた発言を黙認し、育鵬社を不適正・不公正に採択したことが大きな問題である。両教委は 2015 年にさかのぼり、関係者を適正に処分する必要がある。

（2）2020 年度第 3 回採択地区協議会議事録での〈教科書使用手続きについての誤認発言②〉

（委員）現行、育鵬社を使っているわけだが、歴史は、2 年と 3 年で継続して学ぶ。そうすると、2 年生でやってきたものと、子どもたちが 3 年生になったときにやるものが、編集方針がちがう教科書になるのは、多少混乱があるのではないかということも考えられる。そういう点からの学びの連続性もあり、育鵬社を選定したほうが良いと思う。

岩国市教委の対応

この発言に関して、議事録の末尾に下記を追記します。
【追記】
〇令和 3 年 3 月 5 日
本議事録 (令和 2 年度第 3 回山口県教科用図書岩国採択地区協議会議事録)13 ページにある委員の発言の中に、「歴史は、2 年と3年で継続して学ぶ。そうすると、2年生でやってきたものと、子どもたちが 3 年生になったときにやるものが、編集方針がちがう教科書になるのは、多少混乱があるのではないかということも考えられる。そういう点からの学びの連続性もあり、育鵬社を選定したほうが良い」という部分がありますが、これについては、事実を誤認したものです。
・誤認の内容→「歴史は、2 年と 3 年で継続して学ぶ。2 年生で使う教科書と 3 年生で使う教科書が、編集方針がちがうものになると多少の混乱が考えられる」
・正しい内容→「歴史は、1 年生から 3 年生まで継続して学ぶ。1 年生で給与された教科書を 3 年間使用するので、採択替えがあっても 2 年生と 3 年生で使用する教科書は変わらない。」

中学校では 1 年生で渡された、新たに採択された歴史教科書が 1 年生から 3 年生まで通して使用される。採択替えがあっても 2・3 年生は使用中の歴史教科書で学習を続けることになる。

この初歩的な認識のない委員の誤認発言について、教育行政のトップである教育長や事務局指導主事らが何の指摘も訂正もせず議事を進行させたことは職責不履行である。

その結果、第１回の投票で育鵬社６：東京書籍６だったのが、この発言後、育鵬社８：東京書籍４となった。この事実誤認発言が育鵬社採択に決定的な影響を与えている。採択替えをしたら混乱が起きるなどという虚偽を協議会委員が了解した協議により育鵬社歴史教科書を継続採択することが有利になったのである。したがって、議事録の「追記」や「訂正」ではなく採択のやり直しをするべきである。

２　杜撰な採択資料の問題

誤認発言の訂正ができなかった原因の一つは、協議会の「研究調査報告書」は山口県教委の「選定資料」の文言をほぼコピペし、ごく一部書き換えただけのものであることからもわかるとおり、研究調査員が実質的に綿密な研究調査をしていなかったといえる。このことは 2015 年及び 2020 年も変わりがない。以下、2020 年の協議会と山口県教委の資料を示す。

種目名【 歴史 】　研究調査報告書（岩国地区採択協議会）　別紙様式２

観点	発行者の番号・略称	227 育鵬社	教科書の記号・番号	歴史 710
	使用学年	第１～３学年		
	書名	〔最新〕新しい日本の歴史		
１編集の特徴	○編集の基本方針にみられる特徴	○ 国民としての自覚をもって国際社会で主体的に生きる力を育成することをめざし、社会的事象を「自分事」としてとらえることができるように、生徒が生活目線で考え、判断し、考えを深める教材構成となっている。		
	○組織・配列にみられる特徴	○ 各章の冒頭に、歴史の流れを大観する「歴史絵巻」と時代の特色をつかむ「○○の世界へようこそ」が設けられ、我が国の歴史を大観し、課題解決型の学習を進めることができるように工夫されている。		
	●「知識及び技能」の確実な定	● 本文が平易な言葉で表現されており、様々な歴史的事象の意味や意		

種目名　社会（歴史的分野）　選定資料（山口県教委）

観点	発行者の番号・略称	227 育鵬社	教科書の記号・番号	歴史 710
	使用学年	第１～３学年		
	書名	〔最新〕新しい日本の歴史		
１編集の特徴	○ 編集の方針にみられる特徴	○ 国民としての自覚をもって国際社会で主体的に生きる力を育成することをめざし、社会的事象を「自分事」としてとらえることができるように、生徒が生活目線で考え、判断し、考えを深める教材構成となっている。		
	○ 組織・配列にみられる特徴	○ 各章の冒頭に、歴史の流れを大観する「歴史絵巻」と時代の特色をつかむ「○○の世界へようこそ！」が設けられ、我が国の歴史を大きく捉えることができるように工夫されている。また、知識・思考・判断・表現の一体化を図るため、問題解決型学習の教材配列になっている。		
	○ 知識及び技能	○ 本文が平易な言葉で表現されており、様々な歴史的事象の意味		

私たちは、すべての教科書に吉田松陰が掲載されていることを確認した。協議会委員が教科書を綿密に読み込んでいなかったことは明白である。

協議会規約（選定の方法）第 8 条では「教科用図書の選定は、規約第 9 条第 4 項の報告及び山口県教育委員会が作成した選定資料を参酌し…」のように、研究調査報告と山口県教委選定資料を「参酌」することになっている。しかし、採択で参酌すべき最も重要な研究調査資料及び山口県選定資料は文科省の言う「綿密な調査」がされていないので、参酌するべき情報があまりにも少ない。そこで、協議会委員は自分自身の誤認識で事実誤認の意見を述べ、他の委員の理解と認識不足によって誤認発言を踏まえた不適正・不公正採択が行われたと考えざるを得ない。しかし、他方ではこのような初歩的な誤認発言は、教育行政の責任者である教育長をはじめとして、教科書を読みこんだはずの協議会委員や、教科書を熟知している事務局指導主事、教科書を綿密に研究調査した研究調査員らは、気づいていてもそのまま審議を続けたのであれば、育鵬社を有利にするためにわざと訂正をしなかったとも考えざるを得ない。

３　不公平な選定システムの問題

2015 年の採択では岩国市委員９人、和木町委員７人で、会長は岩国市教育長であった。この年に育鵬社歴史教科書を育鵬社９票、東京書籍７票で選定した。

2020 年の採択では岩国市委員７人、和木町５人、会長は岩国市教育長であった。この年に協議会は育鵬社歴史教科書を第１回投票で育鵬社６票：東京書籍６票、第２回投票で育鵬社８票：東京書籍６票で採択した。この年の和木町教育委員会の会議録には、次のような５人の教育委員の無念な発言が記録されていた。

委員：・・・育鵬社でいたしかたない。
委員：協議会で育鵬社が選定されたことで、いたしかたない。
委員： 育鵬社が選定されたが自分は他の社がよいと思った。
委員：東京書籍を当初推薦した。・・・
委員：東京書籍か帝国書院を推薦したが、協議の結果、無記名投票ということで、育鵬社となった。いたしかたない。

要するに岩国市の委員の数が和木町委員の数を上回っているので、和木町委員は岩国委員の数には勝てないのである。この状況はまさに 2011 年の八重山採択区協議会での公民教科書採択時の石垣島市・与那国町委員対竹富町委員の構図と同じである。八重山採択区の事例を岩国採択地区協議会に当てはめれば、和木町は単独採択区になるのが適当である。私たちは和木町教委が単独採択区になるよう働きかけをしていきたいと考えている。

４　今後の取り組み課題

今回の回答書は、教委へ市民が抱く不信感への対策に過ぎない、謝罪や再発防止策がない極めて不誠実な対処策である。私たちは協議会に対して次の対処策を強く要望する。

（１）今回の不公正採択した教科書は無効とし、2021 年夏の協議会において再度採択をし直すこと。
（２）2021 年夏の再採択で協議会は県教委選定資料をコピペしたものを使用せず、協議会独自の綿密な研究調査に基づき、岩国市と和木町の子どもたちの実態に即した採択を行うこと。
（３）協議会を市民に公開にすること。
（４）協議会議事録に発言者名を記載すること。
（５）協議会会議及び各教育委員会会議の議事録の公開は文科省通知に基づき、採択後の事務処理終了後１週間以内に遅滞なく公開すること。
（６）学校教育の実情及び実際に授業で教科書を使って児童生徒と学びあい、教科書の使いやすさや問題点を熟知している現場教職員の意見を反映する採択システムを実現すること。

日独平和フォーラム33年～交流を通して学んだこと

村田民雄（NPO 法人日独平和フォーラム）

戦後 75 年が経過し、日本の民主主義が根底から崩壊しようとする中、かつては「似ている」と一般的に言われ、軍事同盟をも結んだ日本とドイツが、戦後どのような歩みをし、「違った」国になったのかを、私の「日独平和フォーラム」を通して学んだことを通して考える。なお、本稿は、今年 3 月 20 日に開催された「第九条の会ヒロシマ」総会で話す機会を得たので、それを基にした執筆。

写真：新田秀樹さん

日本とドイツは、お互いに、①他国を侵略し、他民族を抑圧・虐殺した共通の歴史を持ち、②敗戦後は、お互いに「奇跡」の復興を成し遂げ「経済大国」となり、③アメリカ合衆国の世界戦略を支え、④今では、両国は経済大国から政治・軍事大国になろうとしている。小田実に言葉を借りれば、「日本は『殺し、焼き、奪う』だけでなく『殺され、焼かれ、奪われる』という二つの戦争体験をして、やっと平和憲法ができた。ドイツも同じだ」。この共通認識のもと、1987 年春「日独平和フォーラム」は発足した。その目的は、再びかつてのような歴史を繰り返さないため、共に連帯していこうとのことである。

このフォーラムは、小田実 (作家) とオイゲン・アイヒホルン (市民活動家・数学者) とのドイツでの出会いが起点となる。きっかけは、小田実が 1985 年 6 月から 1987 年 1 月まで旧西ドイツ政府に招かれ、そこで暮らしたことにある。滞在中、様々な市民運動との付き合いができて、日独の歴史の反省のもと、両国市民が連帯して平和を築いていこうと、ヘッセン州カッセル / アナタールでスタートした。

日独市民交流の進め方は、日本からは 5 月 8 日のドイツ敗戦日を前後してドイツを訪問し、ドイツからは、8 月 6 日、9 日、15 日という日本の戦争と平和を考える上で忘れることのできない日々に日本にやってくる。そこで、ホームステイをしながら各地を訪問し、日独の市民が抱える共通の問題を討論・交流をする。そこでは、国と国の付き合いでは決して見えない歴史と現実が、市民相互の徹底した討論や交流でよく見えてくる。過去の教訓を未来に生かせる市民レベルの付き合いが重要になるとの認識だ。

この交流の中で「ヒロシマ」の重要性は格別だった。ドイツから毎年やってくる交流団は必ず広島に滞在し、被爆者との交流や被爆証言を聞く会に参加して、被爆の実相を理解する努力を積み重ねることで、核廃絶に向けた取り組みを行った。

特に、オイゲンの心の中で一番印象に残っているのは、詩人の栗原貞子さんとの出会いだった。栗原貞子さんとの出会いから聞き、地獄のような被爆の実相を知り、にもかかわらず新たな命、すなわち希望を生ませた感動的な事実を聞いたことなどを回想し、日本の反戦・反核・反原発・反差別などに取り組むたくさんの人たちと友達になれて非常に有意義な 35 年だった、と語っている。そのオイゲンは、自分が勤務する大学に「平和学～広島・長崎講座」を開設し、体系的に核について学生と共に研究し、核廃絶に向けた動きを創っていった。

さて、ドイツには、「良心上の理由から武器をもってする兵役を拒否する者には、代替役務を義務づけることができる。代替役務の期間は、兵役の期間を超えてはならない。詳細は、法律でこれを規律するが、その法律は、良心の決定の自由を侵害してはならず、かつ、軍隊および連邦国境警備隊の諸部隊と無関係の代替役務の可能性をも規定しなければならない。」とする良心的兵役拒否を謳った基本法がある。そこで、該当する青年の約半数が兵役を拒否し、福祉施設等でボランティア活動をした。この青年たちが日本の福祉施設等でボランティア活動をする機会を「日独平和フォーラム」のネットワークを利用して作り、日本各地で兵役代替ボランティア活動を実施した。その中で、年 1 回は広島に集い、フィールドワークを含めた平和研修を行った。この講師をオイゲンが務めた。

ドイツは、日本と違って地方分権の国。16 ある各州は権限を有し、教育内容の決定権は州にあり、その自由度は高い。検定教科書なんてないし、校則もない。例えば 2008 年、ミュンスター市で『ドイツ学校賞』を受賞した小学校があったが、この学校には教科や成績表がなく、学習内容まで子ども自身が決めて、自主的に勉強する環境作りが行われている。学校行事も生徒が決める権利を持つなど、公立学校であっても独自のカラーをはっきりと打ち出せるのがドイツの特徴。「教師は、子どもを競わせるより、子どもが自分で考えて友達と議論をし、助け合うように促す」(不登校になりドイツの学校に通った台湾の IT 相オードリー・タン氏の感想)。

1970 年 12 月 7 日、ブラント西ドイツ首相 (社会民主党＝SPD) はワルシャワを訪れ、ポーランドとの国交正常化基本条約に調印。その足でゲットー英雄記念碑に献花し、ひざまずいて黙祷を捧げた。(写真)。

この自然に出たブラント首相の「謝罪の行為」がドイツの周辺諸国からの信頼を高める契機となった。また、戦後 40 年を記念

して、当時の大統領ヴァイツゼッカーが連邦議会で行った演説「過去に目を閉ざす者は現在も見ることができない」は、ドイツの歴史への向き合い方を象徴するものとして評価を得、現シュタインマイヤー大統領の演説にも引き継がれている。

ドイツには、ナチス・ドイツへの反省から、各地に強制収容所跡地等が学習の場として保存されている。例えば、私が訪れた収容所は、１、ベルゲン・ベルゼン（ハノーファー北にあり、アンネ・フランクが亡くなった所）2、ダッハウ（ミュンヘンの北東にあり、メルケル首相が訪れた所）3、ザクセンハウゼン（ベルリンの北）など。

メルケル首相は、ホロコーストの生存者と共にダッハウ強制収容所跡地を訪れたが、メルケル首相の第二次世界大戦に対する認識は一貫したものであり、ダッハウ強制収容所跡の訪問前に、ドイツの青年に対して「第二次世界大戦の歴史を忘れるな」と呼びかけた。この他、ナチス犯罪を許さない、忘れないための施設が各地にある。

・ヒットラー暗殺を企て、殺害されたシュタウフェンベルク像。石版には、「あなた方は屈辱に耐えられず、闘った。あなた方は、自由と正義と名誉のため、自らの輝ける命を犠牲にし、偉大で永遠に色あせることのない変化の兆しをもたらした」とある。
・プレッツェンゼー監獄。1933 ～ 45 年まで反ヒトラー抵抗運動に参加していた市民が幽閉され、ここで 2000 人以上が処刑され、当時の処刑室の一部が残されている。残虐の極致が支配した暗黒時代があったことを決して忘れてはならないと「ヒトラー独裁の犠牲者たち」が語りかけてくる場所。
・テロルのトポグラフィー。ゲシュタポ：秘密国家警察の跡地。

ナチス犯罪を繰り返さないため、旧西ドイツ政府は 1979 年、計画的な殺人に関しては時効を廃止した。そのため、ナチス戦犯は生きている限り捜査の対象とした。戦後ドイツにはナチズムへの反省に基づくコンセンサスがある。それは独りよがりでなく、欧州で各国と共存して発展するために築いてきた歴史観だ。

ドイツも日本と同様、第２次世界大戦中に強制労働を強いた歴史があるが、ドイツ政府と企業は折半で百億マルク (99 年当時の為替レートで 5538 億円) を集め、補償基金「記憶・責任・未来」をつくり、補償金を支払うことを決めた。訴訟の嵐は、個別の企業による対応でなく、国家が責任を負うことが必要だという認識を呼び起こした。

また、強制労働犠牲者慰霊碑がカッセルフォルクスワーゲン工場内にあり、私たちはそこで祈りを捧げた。

カッセルフォルクスワーゲン工場内の強制労働犠牲者慰霊碑

ドイツには、日本の平和憲法と同様、過去の歴史の反省から基本法に盛り込まれた条項があるが、「政治的に迫害されている者は、庇護権を有する」と謳っている。それが、短期間で広島市の人口に匹敵する難民を受け入れた根拠となっている。

ベルリンのヒロシマ通り

ヒロシマ橋

写真・資料　村田民雄さん提供

ドイツ市民の「ヒロシマ」への想いは強い。市民運動で実現したベルリンの「ヒロシマ通り」や「ヒロシマ橋」、「広島同盟ハノーファー」が毎年行う８・６集会など。ドイツでは市民運動や社会運動が活発だが、福島原発事故の教訓を教訓化、脱原発を決定し、再生可能エネルギーを推進、総発電量の 50%を超えた。

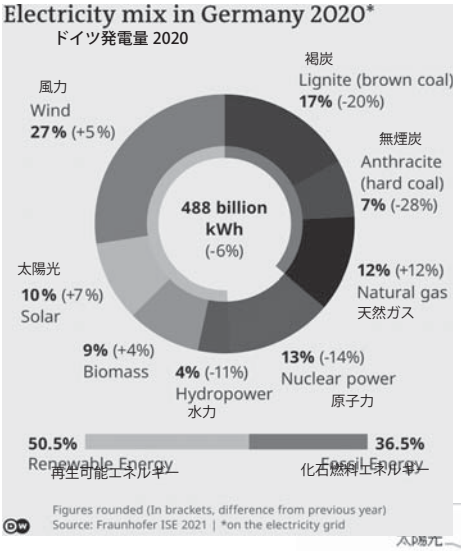

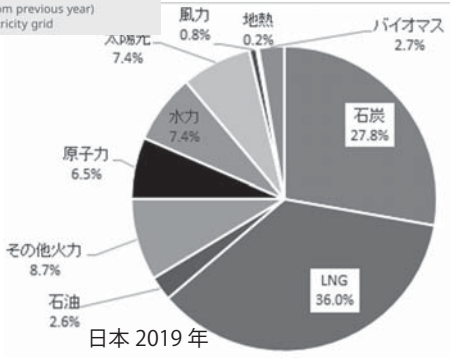

日本 2019 年

ドイツ 68 年世代は、ドイツ社会を根底から変えた。親世代の戦争責任を鋭く追及し、「緑の党」などの新たな潮流を生み出した。私たちはしかし、同世代に属しながら「叛乱で終わった」日本の運動を深く反省し、今後とも日独市民が連帯して核なき平和な社会を追求したい。

日本学術会議の会員任命拒否問題を再認識しよう

大村忠嗣（ピースアクションうえだ事務局、長野ピースサイクル実行委員）

2 月 27 日、第 23 回許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会が行われました。改憲を止めるための重要な交流会です。20 都道府県から約 100 人の参加者があり、以下プログラム

・司会：菱山奈帆子さん
・開会挨拶：藤井純子（第九条の会ヒロシマ）
・連帯挨拶：高良鉄美さん（参議院議員：市民連絡会共同代表）
・ミニ講演　中野晃一さん（市民連合）（菅政権と課題）
・行動提起　高田健　（改憲動向と私たちの課題）
・各地の報告　札幌、長野、伊勢九条、日本山妙法寺、釧路、藤沢、愛知、大阪、広島、大分

まとめと閉会挨拶：松岡幹雄さん（止めよう改憲！大阪ネット）

長野の大村さんから「日本学術会議の会員任命拒否」の取組みの参考にしたい興味深い報告で原稿をお願いしました。（藤井）

---------- ---------- ----------

信州上田の集いから

2021 年 2 月 21 日、長野県上田市別所温泉の一角で「日本学術会議問題を考える信州上田のつどい」と銘打った大学人と地域市民の集会が開かれた。会場は参加者同士がお互いに顔が見えるロの字型でかつ新型コロナ感染対策に配慮して、それぞれの間隔も広めに設定して行われた。

ことの発端は 2020 年 10 月 1 日に菅政権によって行われた日本学術会議の会員任命拒否にある。直後から、全国のマスコミも信濃毎日新聞もこの問題を取り上げた。上田市の長野大学に在籍する教員を中心にする有志が、「抗議声明」を出すにあたって、この日本学術会議の会員任命拒否問題は「特殊に大学などの研究者だけの問題ではない。地域と社会がこの任命拒否を座して見ていたら、遠くない将来、わたしたちが、自由に考え、本を読み、仲間と語りあい、発言する自由そのものがふみにじられてしまう。いま、大学と地域の有志が手をたずさえて、この声明を社会にひろく発信することで、地域と社会の将来を担う若者たち、子どもたちに、自由な社会を受け渡していこう。」（ 政府による日本学術会議会員の任命拒否に抗議し、撤回を求める共同声明より ）という考え方に基づいて、文字通り大学の周辺地域の住民や上田市内の様々な市民団体に賛同が呼び掛けられた。呼びかけにあたっては、大学内での軋轢もあったようだが、それを乗り越えて地域に向かって発出されたようである。その結果、12 月 31 日までの 3 か月間で長野大学と信州大学関係者は約 40 名弱、長野県内外やカナダ在住者も含む地域の様々な経歴を持つ人々約 160 名近くの賛同があった。

声明は「日本学術会議法や国会での政府答弁によって、政府から独立した立場で提言や啓発を行うことが保障された機関である。そして、憲法 23 条は学問の自由を明記し、個人や学術機関などが国家の介入を受けずに学問ができることを保障している。今回の任命拒否は、同会議法の侵害のみならず、学問の自由への侵害である。政府による任命拒否は、職業として研究を行う者だけでなく、日本に暮らす全ての人々が、学び、考え、仲間と議論し、自らを高めようとする学問の自由を、国家が正面からふみにじる行為であり、見過ごすことはできない。」とし、次の 3 つの要求を掲げている。

1. 政府は、任命拒否を撤回し、学術会議の推薦名簿に基づき 6 名を任命すること。
2. 政府は、国民に対し、任命拒否にいたった理由と経過を具体的に説明すること。
3. 政府は、憲法 23 条に定める学問の自由は、国家の暴走に歯止めをかけるために不可欠であり、学問をおこなう個人や団体は、国家や政治権力の介入を受けてはならないことを認めること。

こうして比較的若い大学人から発出された取り組みは、「当初ぎこちなくもあり、どうやって地域に呼び掛けるかも手探り状態だった」と「つどい」のなかで呼びかけ人の一人が語っているが、大学以外の賛同者の多様性も素晴らしい。まさに、様々な人々が「政権が学問の自由を脅かす」ことを許さないという思いを共有し、菅政権の理不尽に怒りを持っていることが感じられる。

さらに「つどい」の中では「私たちにとっての学術会議問題～地域社会における『学問の自由』の意義とは～」と題して基調報告があり、その中では学術会議が「科学者の戦争協力への反省に立って設立され、その使命と独立性は保障されるべき」こと「政権による任命拒否は、学術会議法に違反し、憲法 23 条の『学問の自由』を脅かす」と指摘された。さらに、「6 名は政権に批判的な言動を理由に任命拒否された疑いが強い」「学術会議による『軍事研究批判』などに対し政府自民党は批判を強めていた」ことが背景にあると説明し、「菅政権は任命拒否の理由について国民にまともな説明をしていない」と断じられた。さらに、こうした状況は安倍政権・菅政権の政治の中にある「国民の異論・批判に向き合おうとしないで強行した特定秘密保護法、安保法制、共謀罪の問題」「人事権の行使によって政権に批判的な勢力を排除する手法の常態化」といった「大学人を委縮させ忖度へ導く意図」を指摘された。学術会議が委縮し政府の意向を忖度すれば、大学人全体が委縮し、自由な討論と意見交換にもとづく専門知は社会に還元されなくなる。戦前の軍国主義支配は地域社会が「学問の自由」を排撃することによって成立した。地域社会（ 市民社会 ）と研究者の共同なしに「学問の自由」を守ることはできない。民衆が社会の課題を解決する専門知を学び選

びとる権利を保障させるためにもこの問題への今回の取り組みは重要との説明もされた。

参加者からは地域が大学の中から声を出したいと思っていた「表現の自由」の受け皿になれたこと、違った多様な意見を言えることの重要性、「学術会議ってなに」というところから出発しながらもこの問題を考えることが出来た、などの発言も行われた。

学問ゆかりの地を意識して

[長野大学が立地する上田市は、かっては「信州の学海」と呼ばれた学問ゆかりの地である。大正期には市民有志により「上田自由大学」が開講された。こうした歴史のうえに、長野大学は「地域立の大学」として誕生した。長野大学では、2020 年現在も地域と連携した教育や研究がさかんに展開されている。]

この文章も「声明」の後半部分に書かれているが、このくだりとほとんど同じ文面が、上田電鉄別所線の大学前駅に掲示されている。長野大学の学生によって 16 年ほど前に掲示されたという。

ここに出てくる「信州の学海」とは、鎌倉時代の北条重時氏 (三代執権泰時の弟) が信濃 (現代の長野県) の守護に任命されたころ、上田市の塩田盆地 (信州の鎌倉といわれる地域) には今も残る寺院が建てられ、信濃における学問・宗教の一大中心地となっていたころに、信濃で学んだ名僧 (大明国師) が残した言葉の一部で長野大学に近い寺に原文があるという。

現在は上田市立塩田中学校に開校時 (1942 年) からある大きな石に碑文として「信州に却回して塩田に館す。乃ち信州の学海なり。凡そ経論に渉るの学者とうを担ひ、笈を負ひ、遠方より来って皆至る。師その席に趨り虚日なし」が刻まれている。ちなみにこの碑文の書は日中友好の先進的役割を果たした故大僧正半田孝海氏の書である。

また、「上田自由大学」とは 1920 年代はじめに上田市周辺の勉学意欲の高い青年たちが自主的に運営する学びの場として設立され、当時の大正デモクラシーの潮流の中で農村の若者にとっての教養・文化への渇望が「大学」の名を冠する学習機会を求める地域の運動として結実した。当初は長野県に「信濃自由大学」として始まり、上田地域では神川村 (現上田市) の青年によって運営され 10 年ほど続いた。農作業の傍らで講義は夜間に行われたが、学びに対する熱心さは講師が一年分として用意した原稿が数日で尽きることもあったという逸話も残っている。ここで学んだ中にはのちに戦前は教職から神川村長、県会議員、戦後は上田市長 (革新系) へと歩んだ人物もいる。

そして、長野大学は 3 年前から上田市立となったが、開学当時 (1966 年) は塩田町 (現上田市) 地籍に地域立の私学「学校法人本州大学」として設立され、1974 年に「学校法人長野学園長野大学」となった。開学当時から「信州の学海」「上田自由大学」が意識され、地域の人々も建設地を快く提供するという中で開学したと当時を知る人が語っている。

今回の声明も大学人と地域市民がそういう歴史を背景にし、多くの人がそれを意識して取り組み成果を上げたものである。

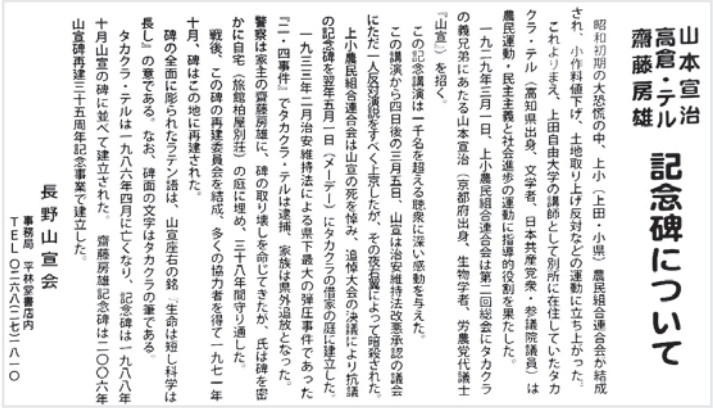
山本宣治
高倉・テル
齋藤房雄
記念碑について

昭和初期の大恐慌の中、上小（上田・小県）農民組合連合会が結成され、小作料値下げ、土地取り上げ反対などの運動に立ち上がった。これよりまえ、上田自由大学の講師として別所に在住していたタカクラ・テル（高知県出身、文学者、日本共産党党員・参議院議員）は農民運動・民主主義と社会進歩の運動に指導的役割を果たした。

一九二九年三月一日、上小農民組合連合会はタカクラの義兄弟にあたる山本宣治（京都府出身、生物学者、労農党代議士『山宣』）を招く。

この記念講演は一千名を超える聴衆に深い感動を与えた。

この講演から四日後の三月五日、山宣は治安維持法改悪承認の議会にただ一人反対演説をすべく上京したが、その夜右翼によって暗殺された。

上小農民組合連合会は山宣の死を悼み、追悼大会の決議により抗議の記念碑を翌年五月一日（メーデー）にタカクラの借家の庭に建立した。

一九三三年二月治安維持法による県下最大の弾圧事件であった『二・四事件』でタカクラ・テルは逮捕、家族は県外追放となった。

警察は家主の齋藤房雄に、碑の取り壊しを命じてきたが、氏は碑を密かに自宅（旅館柏屋別荘）の庭に埋め、三十八年間守り通した。

戦後、この碑の再建委員会を結成、多くの協力者を得て一九七一年十月、碑はこの地に再建された。

碑の全面に彫られたラテン語は、山宣座右の銘『生命は短し科学は長し』の意である。なお、碑面の文字はタカクラの筆である。

タカクラ・テルは一九八六年四月に亡くなり、記念碑は一九八八年十月山宣の碑に並べて建立された。齋藤房雄記念碑は二〇〇六年山宣碑再建三十五周年記念事業で建立した。

長野山宣会
事務局 平林書店内
TEL 〇二六八（二七）八一〇

蛇足であるが、今回の会場となった別所温泉の一角には戦前「治安維持法に反対」して、右翼に暗殺された国会議員山本宣治の碑と上田自由大学の講師を務めたことのあるタカクラ・テルの碑文もある。

私の思い

日常報道のかなりの部分が新型コロナ禍、ワクチンに関わる問題ばかりの中で、学術会議問題は私たちの頭の片隅からも消えてしまいそうな状況だが、この信州での取り組みが提起したように「政権による学術会議会員任命拒否問題」の持つ重要性を忘れてはならない。いうまでもなくこの問題は、当事者の学者・研究者はもちろん、市民も含めて軽視をし、忘却することがあれば、戦前の滝川事件や天皇機関説事件のように、政権の「学問への介入」を許し、すでに始まっている「学者の軍事研究へのいざない」を助長し、「学問の自由」「表現の自由」「学びの自由」が時の権力に奪われていく道を開くことになる。この問題は憲法 23 条に書かれているから大丈夫なのではなく、憲法を実質化する市民の側の「不断の努力」、抵抗が必要である。

ましてや首相側が公務員の選定を国民固有の権利と定めた憲法 15 条を持ち出し、「任命は国民に責任を負えるものでなければならない」などと詭弁を持ち出して、正当性を主張することを許してはならない。「責任を負う」のであれば、「個人の人事に関することは控える」などと逃げて、任命拒否の理由を説明しないなど言語道断である。更に、この任命拒否を放置した上で「学術会議の在り方」に議論をすり替えることなどはもっての外である。

現在、広島も長野も参議院議員補欠選挙で立憲野党を勝利させるという大きな課題に直面している。菅政権の進める「日米同盟強化」の下で、自衛隊の実質改憲的な装備強化 (軍拡) が進行している。今国会に提出されたデジタル化法案の問題もある。私たち市民の取り組むべき課題は山積している。「異論を排除する」という菅政権の手法を「民衆の踏ん張り」で跳ね返すために闘っている。そんな中ではあるが「学術会議会員任命拒否問題」も思い起こしていきたいと思う。（2021．3.22 記）

その抵抗の軌跡から見える日本の姿

『華僑二世徐翠珍的在日』を読んで

徐翠珍著　東方出版　2020 年発行

西浦 紘子（第九条の会ヒロシマ世話人）

表紙写真
著者 1 歳誕生日の
家族写真
右端で抱かれている
のが著者
（1947 年　神戸で）

とうおがたま
漢名「唐招霊」
画：徐翠珍

本書は、1947 年華僑二世として神戸市に誕生した著者のこれまでの活動をまとめたものである。その活動、その抵抗は日本の様々な人権侵害に立ち向かった記録である。

大学を卒業後、長年保育士として勤務してきたにもかかわらず国籍条項を根拠に解雇され、1 年半の闘いの末現職復帰したことから始まる。そして著者は、外国人登録法の指紋押捺拒否、納得できない天皇恩赦の拒否、更には一連の靖国参拝訴訟等において、「非暴力・反戦・反差別・平和」を理念として第一線で活動し続けている。実に頼もしい人物である。と同時に各章の扉と表紙カバーに見ることのできる著者の描いた「とうおがたま　唐招霊」、「ラベンダー」などの控えめな花々からは著者の激しさだけではなく忍耐強さと優しさが感じられる。

日本の植民地政策の残存の象徴である「国籍条項」、「外国人登録法」、「出入国管理法」をめぐる闘いは、戦前戦中、大陸から人々を強制的に労働者として連行し、戦後は手のひらを返したように国籍を剥奪して多くの人々が帰国せざるを得なくし、残った人々も「国籍条項」により様々な人権を無視した差別・排斥を受け、今また何ら歴史を振り返ることもなく単に「労働力」として外国人受け入れを進めている日本政府との、理不尽さとの闘いである。これら身勝手な政策は、社会の右傾化をも進めている。すなわち私たちの多くは日本政府の対中国・朝鮮半島政策を深く考えることもなく受け入れている。間違った歴史教育と従順な人間を良しとする道徳教育に育てられ、その成果 (皮肉を込めて) であるヘイトスピーチ、ヘイトクライム、嫌韓嫌中がまかり通っている社会にいる。このため著者が乳飲み子を抱えて闘い勝ち取った現職復帰、「この日本に生きるための人権獲得」の成果も大きな果実ではあるが、著者が述べるように第一歩でしかなく大きな課題として今なお残されている。著者はこの闘いを単に外国籍の人々の権利獲得と見做しているのではなく、「日本が真の民主主義を獲得するために必要なことである」と述べている。

本書の前半は、著者の闘いの記録が述べられているが、後半は様々な冊子に寄稿した小文が掲載されている。時に辛辣に、時に軽妙に述べられる主張は読む者に「ボーッと生きてちゃアカンよ！」と喝をいれる。その中のひとつ、毎月 9 日に行っているという「憲法 9 条捨てたらアカン」という中高生でも親しみが持てるビラ配りは、強烈なしんどい闘いをしてきた著者でありながらも同時に備えるその柔かさに、第九条の会ヒロシマの世話人としては親しみを感じる。私たちも「8.6 新聞意見広告」という手段で、基本的人権を軽んじ格差を増長し多様性を認めない未熟な民主主義国日本が「真の民主主義社会」となるようにがんばりたいと思う。

最後に加えられた資料 (年表、関連史、意見陳述、声明) は、著者の苦難の人生がどのような原因に基づくのかの理解を助けてくれる。

本の紹介

どの著書も第九条の会ヒロシマに著者より送って頂きました。

編集
若尾祐司
（名古屋大学名誉教授）
木戸衛一（大阪大学准教授）
発行：昭和堂
2021 年 3 月 11 日

『大久野島の歴史』

前号で、日清戦争の時代から現代までまとめられた「大久野島の歴史」を紹介しました。しかし、電話番号が間違っており大変ご迷惑をおかけしました。電話番号を訂正し、再度、御案内申し上げます。

・一冊 900 円＋送料 100 円）計 1000 円で頒布
・振込：郵便局口座番号
記号 15190　番号 27879141　山内正之
郵便局の通帳からの振込料は 100 円、窓口から現金での振込と 550 円、その他送金方法でも可。
・連絡：0849-29-1206　竹原市東野町 983-5 **山内正之**

『核と放射線の現代史』

世代を超えて影響を及ぼす放射性物質の開発と影響そして抵抗の歴史が、国際的な視野に立って人文社会科学の立場から描かれています。

第Ⅰ部　放射線影響評価の作為性
第１章　世界大戦期ドイツにおける戦場医学と放射線防護の発展　北村陽子
第２章　ＡＢＣＣの被爆者調査――治療と調査をめぐる攻防　中尾麻伊香
第３章　隠匿されたビキニ水爆実験被ばく者　高橋博子
第４章　〝乗り越えられなかった壁〟――
一九五〇年代末～六〇年代初頭のソ連における放射線影響研究　市川浩
第Ⅱ部　放射性物質をめぐる確執
第５章　フランスにおける初期の核燃料サイクルの歴史――
使用済核燃料再処理と高速増殖炉の蜜月時代　小島智恵子
第６章　英国の「周縁」オークニー諸島におけるウラン採掘抵抗運動――
ローカリズムと越境的連携の模索と葛藤　友次晋介
◆補論１　チェルノブイリ原発事故後のドイツとフィンランド　佐藤温子
第７章　マンハッタン計画国立歴史公園における展示の現状――
ハンフォード・サイト周辺地域の歴史を中心に　川口悠子
第８章　トリウム熔融塩炉開発の歴史と現在　和田喜彦
第９章　日本における核燃料物質「加工」事業の歴史的展開――
東海村・住友金属鉱山・ＪＣＯ臨界事故　山本昭宏
第 10 章「低線量長期被ばく都市・フクシマ」の十年――
住民として、研究者として暮らす―　後藤宣代
第 11 章　福島原発事故後の日本で起こったこと、これから世界で起こること
放射線の健康影響をめぐる科学論争と政治　藤岡毅
◆補論２　住民の被ばく線量データを扱った論文の撤回　山内知也
第 12 章　フクシマ核惨事とオーストリアの反原子力政治　若尾祐司
第 13 章　気候変動の否認と原発ルネサンスの夢――
ドイツ極右のエネルギー・プロパガンダ　木戸衛一
◆補論３　ドイツにおける医師の平和運動　竹本真希子
座談会　核とコロナ（参加者：和田喜彦・高橋博子・山本昭宏）（司会：木戸衛一）

活動報告（第九条の会ヒロシマほか　関連団体、ネットワーク、実行委員会含む）

1 月　13 日（水）「慰安婦」ネット水曜行動　広島本通電停前　12 時～
第九条の会ヒロシマ世話人会　中止
20 日（水）　上関原発止めよう！広島ネット中電前行動
22 日（金）　核兵器禁止条約発効　キャンドルメッセージ　原爆ドーム前 ⟶
24 日（日）　ジェンダー × 植民地主義　連続講座「旧被服支廠」
27 日（水）　ピースリンク 1 月街宣（呉駅前）（➡延期）
30 日（土）　岩国基地拡張強化を許さない広島県民の会　講演会 中止
2 月　3 日（水）「慰安婦」ネット水曜行動　広島本通電停前　12 時～
11 日（木）　建国記念の日を問う広島集会　世界平和記念聖堂
18 日（木）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑪　14 時～　共同センター
21 日（日）　共生フォーラムセミナー（広島留学生会館）（➡延期 5.23 予定）
23 日（火）　ジェンダー × 植民地主義連続講座「在日朝鮮人女性」延期
24 日（水）　上関原発止めよう！広島ネットワーク中電前行動（中電本社前）
27 日（土）　許すな！憲法改悪・市民運動全国交流会（Zoom）　13 時～
3 月　3 日（水）「慰安婦」ネット水曜行動　広島本通電停前　12 時～
第九条の会ヒロシマ総会＆講演のお知らせハガキ印刷近隣発送
ヒロシマ総がかり「3 の日」行動　広島本通り電停前 17 時半～
8 日（月）　フラワーデモ　17 時半～　本通り電停前　ヒロシマ女たちの会 ⟶
10 日（水）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑫　14 時～　共同センター
11 日（木）　フクシマを忘れない！中電前のつどい　12 時～　中国電力本社前
フクシマを忘れない！さようなら原発ヒロシマ集会 原爆ドーム前
17 日（水）　第九条の会ヒロシマ総会資料印刷　14 時～　共同センター
20 日（土）　第九条の会ヒロシマ総会・記念講演：村田民雄さん（原爆資料館地下会議室２）
21 日（日）　個個からカフェ「家族に制度をかぶせるな」寺原真希子さん（別姓訴訟弁護団）
28 日（日）　「政治を変えよう　ヒロシマ集会」2.3.5 区市民連合　広島弁護士会館
31 日（水）　ピースリンク 3 月街宣（呉駅前）17：45 ～
4 月　3 日（土）　ヒロシマ総がかり 3 の日行動　広島本通り電停前（参院候補予定者含）
8 日（木）　参議院再選挙　告示　出発式　原爆ドーム北側　9 時
第九条の会ヒロシマ会報 109 号発送　13 時～　広島国際会議場 3Ｆ

1.22 キャンドルメッセージ　HANWA hp より

写真提供　川后正幸さん

3.11 中電前集会　写真 新田秀樹さん

お知らせ

集会では、コロナ感染の心配がありますので、密を避けるため間隔を空け、換気に努めマスクの着用をお願いします。発熱等体調に不安のある方はご遠慮ください。感染状況によってはオンライン、集会は中止・延期になることもあります。予約が必要な場合、連絡先、チラシ等をご覧になって、事前にご確認・ご予約ください。よろしくお願い致します。

◆ドキュメンタリー映画「まわり道」上映&トーク
（韓国ナヌムの家に暮らす20年間の日々を描いた作品 76分）
4月17日（土)14：00〜16：30　ゆいぽーと5F研修室3・4
トーク：李玉善（イ・オクソン）さん
報告：矢嶋宰さん(ナヌムの家・日本軍「慰安婦」歴史館国際室長)
参加費：1000円(学生無料)
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
申込先：E-mail（ianfnet.hiroshima@gmail.com)
＊オンラインと会場参加あり 要事前申込・会場定員60席(先着順)
連絡先：090-3632-1410(土井)

◆教科書ネット・ひろしま第21回総会＆記念講演会
4月24日（土）14時〜16時半　ゆいぽーと(中区大手町5丁目6-9)
記念講演：髙嶋伸欣さん（琉球大学名誉教授）　オンライン
演題：『教科書運動の20年とこれから』
〜問題あり！高校の新教科『公共』〜
参加方法：会場参加（先着30人）、
オンライン参加（希望者）事前申し込み
申込先：knet.hiroshima@gmail.com
（名前／電話番号／会場参加・オンライン参加・DVD希望を明記）
参加費：1,000円
主催：教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま
連絡先: 090-6830-6257(事務局 岸)

◆チェルノブィリを忘れない　中電本社前行動
4月26日（月）中国電力本社前　　12：00〜13：00
主催：上関原発止めよう！広島ネットワーク
連絡先：090−6835−8391（渡田）

◆4・28「主権回復の日を問う」ヒロシマ集会
〜再び切り捨てられる沖縄、南西諸島防衛を考える〜
4月28日（水）18：30〜20：30　　原爆資料館 会議室２
講師：木元茂夫さん（すべての基地にＮＯ！を・ファイト神奈川）
参加費：1,000円（障がい者・学生以下無料）
主催：広島と沖縄をむすぶドゥシグヮー
連絡先：090-3373-5083 (新田)

◆九条の会・はつかいち　シール投票
5月2日(月・休）15：00〜16：00　　宮島口桟橋
主催：九条の会・はつかいち
連絡先：090-3373-5083(新田)

◆岩国基地所属米軍機写真展示 & 訴え
5月4日(火・休）10：00〜12：00
フラワーフェスティバル花展示会場（市民球場跡地）
主催：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会
＊写真展示パネルに人手が必要です。ご協力をお願いします。
連絡先：0829-31-3356(事務局)

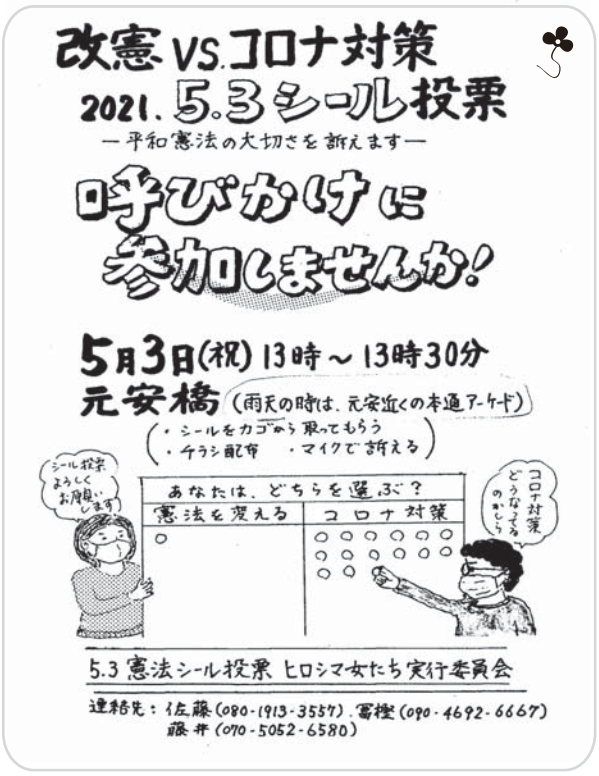

上記シール投票は、戸外なので、行う予定ですが、コロナ事態によれば中止もありますのでご連絡を。なお、ヒロシマ総がかり主催で予定していました「平和といのちと人権を！ 5.3 ヒロシマ憲法集会」につきましてはコロナ感染拡大のため、予定変更しました。同封のチラシをご覧ください。

◆フラワーデモ　　女たちはもう黙っていられない！
4月11日（日）本通り電停前　14時予定（ご連絡ください）
プラスターやリボン、お花など、お持ちください。
主催：ヒロシマ女たちフラワーデモ実行委員会
連絡先：090-4692-6667（冨樫）　070-5052-6580（藤井）

◆毒ガス島（大久野島）の歴史　九条の会・はつかいち学習会
5月22日(土)14：15〜16：30　廿日市市民活動センター
講師：山内正之さん（大久野島から平和と環境を考える会）
参加費：500円
主催：九条の会・はつかいち
連絡先：090-3373-5083(新田)

■第９回共生フォーラムセミナー
「在日フィリピン人として生きる」
5月9日（日）開場14時00分　開始14時30分　終了予定16時30分
広島市留学生会館２階ホール
講師：MILAGROS FERNAND FUJIWARA
（ミラグラロス・フェルナンド・フジワラ）さん
参加費：500円（正会員、大学生以下無料）
主催：NPO法人共生フォーラムひろしま
後援：広島市・広島市教育委員会
連絡先：電話070-3771-9235 mail:kyosei.fh@gmail.com

事務局から

2021 年もご支援・ご協力をよろしくお願いしま〜す！

- 21 年度が始まりました。今年も 8.6 新聞意見広告に取り組みます。是非ともご賛同・ご協力ください。既に会費・カンパを送ってくださった方には感謝です。引き続き当会を支えてくださいますよう、よろしくお願いいたします。
- 封筒のタックシールに皆さまの入金状況を記載しております。入れ違いで記入が間に合わなかった皆さま、申し訳ありません。間違いがあれば、遠慮なくご連絡ください。

後記

- 今号は、いきなり野党共闘で選挙だなんて。おっかなびっくりだけど、長年の思いだから思い切って！　頑張りたい!!
- コロナ事態で、政府のすることはいっぱいあるのに、政局や日米軍事同盟に目が向く？　まじめにやってほしい。
- 今回も力作ばかり。初めて校正をしてみた。なんと難しいことか…　いつも丁寧な校正をしてくれているＫさんに感謝　Ｍ
- ビルマのこと、とても気がかりだ。学習会や、原爆ドーム前での行動に感謝したい。でも軍の反乱・暴走は日本にもあった。近隣諸国にも。止めるために何が有効なのか。日本政府は？